



社会福祉法人 西日本至福会

* 事業報告書

* 決算報告書

* 監査報告書

* 現況報告書

* 定款

* 役員報酬規程

* 役員等名簿

《 事業報告書 》

1. 法人施設経営について

将来の施設建替等に備える財務健全化及び人材確保について、以下の取り組みを行った。

- (1) 職員の健康保持、ワークライフバランス実現を目的とした時間外労働の削減について全事業所で取り組んだ。結果、目標とした令和元年度時間外労働時間数の2割減（1,516時間削減）を達成した。

令和5年度以降も引き続き全事業所において取り組む。

- (2) 施設職員配置状況の分析と介護ロボットの導入については、新型コロナウイルス感染症の第7、8波の影響を受け外部の先進施設への見学が実施できなかった。

令和5年度に状況を見ながら実施することとした。

- (3) 施設建替について、建替の是非の判断基準、必要事項、手順等をまとめた施設建替検討マニュアルを作成した。また、築35年経過した特別養護老人ホームの建替の検討を開始したが、現時点では自治体の福祉計画に照準を合わせ引き続き検討していくこととした。

2. LIFE (Long-term care Information system For Evidence 科学的介護情報システム) について

厚労省が推奨する客観的なデータを活用し、質の高い介護の提供を目的とした同システムについて、令和4年10月に施設による説明会を実施した。

令和4年度末の状況は以下のとおり。

施設名	取組状況
千寿中間	必要データの入力を完了。令和4年6月から関連する加算を請求開始。
サンフラワー北九州	必要データの入力を完了。令和5年3月から関連する加算を請求開始。
サンライズ北九州	新型コロナウイルス対応のため遅延。令和5年度できるだけ早い時期に請求を開始する。

3. 職員研修制度について

- (1) 法人内複数施設の職員が交流する対面型の各種研修を予定していたが、令和4年度は複数施設において、新型コロナウイルス感染症クラスターが頻発していたため、開催を見送った。

令和5年度に関しては、5月8日に新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の位置づけが、2類相当から5類感染症に変更される予定であるため、今後の行政等の動向を見ながら研修を再開したい。

- (2) 顧問弁護士を講師に招き、役職者を対象としたパワーハラスメント研修を開催した。感染症拡大防止の観点から全役職者を一堂に集めず、少人数を選抜し開催した。

なお、研修に参加できなかった役職者に関しては、当日の研修をDVDビデオにして、適時視聴できる形式とした。

4. 人事管理について

(1) 労務や会計に関する情報を集約した施設管理用ハンドブックの作成については、施設経営上の重要な会計指標、全施設の開設費用とその財源内訳の項目を作成した。今後も引き続きハンドブックの充実・周知に努める。

(2) 令和4年10月1日施行の「育児・介護休業法の改正」に伴い、出生時育児休業（産後パパ育休）等を新たに盛り込んだ就業規則を整備した。

また、法人内で育児休業について啓発したことにより、男性職員が出生時育児休業を利用する初めてとなる事例ができた。

5. 新型コロナウイルス感染症対策について

非常時の在宅勤務を想定しリモート機器を用いた在宅ワークを試行的に実施した。

安全性を確保しながら会計ソフト、給与ソフト、ネットバンキング等の通常業務が在宅で実施できることを確認した。令和5年度は別のシステムにより試行する。

6. 物価高騰対策について

(1) 本部、各施設が加入する福祉団体の所管庁への物価高騰対策に関する助成金等の働きかけの状況調査を行い、当該助成金の早期申請により19,240千円の交付を受けた。

(2) 食材費の高騰については業者側と交渉を重ね、施設経営に大きな支障が生じないよう努めた。

(3) 電気代の高騰については電力会社3社の比較を行い、値上り幅の抑制に努めた。

7. 改正個人情報保護法への対応について

今回の最も重要な改正点は、利用者の病歴、健康診断の結果等といった要配慮個人情報漏えいした場合の個人情報保護委員会への届け出が義務化されたことである。

これを受けて研修に参加し、新たなプライバシーポリシー、個人情報保護規程の案を作成した。

また、改正内容が難解であるため、今後は施設向けの新たなマニュアルを作成する。なお、作成完了後は、施設長への説明会を開催予定としている。

8. インボイス制度（消費税に関する適格請求書等保存方式）への対応について

研修等による情報収集の後、法人監事（会計担当：税理士）とともに検討を行った。

結果、福祉事業としての利用者への利用料は消費税非課税であり、その他雑収入にも当該制度に該当するものはほぼ存在しないため、現時点ではインボイス発行のための税務署への課税事業者登録は行わず、従来どおり免税事業者のままとすることを決定した。

1. 基本方針

ご利用者の方々が「明るく」「楽しく」「和やかに」家庭的な雰囲気の中で安心して生活できるように支援致しました。ご利用者の状態を的確に捉え、安心・安全・快適に、そして一日でも長く生活していただけるよう努めました。

毎月1日付の平均利用者数は98.8名でした。今年度は毎月満室達成を目指します。

【施設独自でのサービス】※令和5年3月31日現在

- 緊急受診付き添い… 2件
- 救急車同乗付き添い… 8件
- 体調不良者居室配膳… 8件
- 食事の配下膳対象者… 36名
- 内服薬の管理… 24名
- 見守り携帯使用件数… 122件

2. 利用者

（1）栄養課

- 1 調理済食材を導入し、調理済食材と厨房での調理を上手く組み合わせて行事食提供など喜ばれる献立に取り組みました。
- 2 衛生管理をきちんと行い、安心できる食事が提供できるよう取り組みました。
- 3 四季の食材を使用して行事食などを行い、食事を提供しました。
- 4 利用者のご要望・嗜好調査（年2回実施）を参考にして、献立に反映しました。
- 5 長期にわたる調理員不足のため、カット野菜や完全調理済食品を導入して、少しでも利用者満足度を高めるよう日々の食事提供に取り組みました。

（2）看護科

- 1 インフルエンザの発症者は入所者、職員共にいませんでした。インフルエンザ予防接種を11月に利用者・職員合わせて101名集団接種を行いました。
- 2 新型コロナウイルス感染症について、令和4年8月4日に2名、7日に1名発症しました。感染経路としてデイサービスでの感染と考えられます。感染者は発熱の症状で受診され陽性。その後、薬処方を受け、施設内で感染マニュアルに沿って、居室内隔離にて対応を行い、重篤化せず完治されました。非感染者の対応では居室へ食事を配膳し、入居者同士の接触を避け、クラスターを防ぐ事ができました。4回目の新型コロナウイルスワクチン接種を8月31日に入所者、職員合わせて108名実施しました。5回目の新型コロナウイルスワクチン接種（オミクロン株）を令和5年1月18日に入所者、職員合わせて110名実施しました。

- 3 マスク着用・手指消毒・外出前後の検温の徹底に努め、感染予防マニュアルに沿って対応しました。
- 4 嘱託医及び医療機関との報告・連絡調整を密に行い、より良い協力体制がとれるようにいたしました。
- 5 利用者が健康で穏やかな生活を送れるように、定期検査（胸部レントゲン検査、血液検査）を実施し、毎月の体重測定にて異常の早期発見に努めました。

（３）介護科

- 1 利用者の高齢化にて ADL 及び認知能力の低下が進む中、要支援・要介護者が増え続けている現状を踏まえ、利用者の状態や処遇に関して、日々の状態観察や毎月検討会議を行い、処遇の統一や事故防止に努めました。
- 2 新型コロナウイルス感染症予防及び発生時の対応について、職員間で研修やマニュアルの見直しを行いました。また行事の縮小やクラブ活動が中止となった中で、少しでも入居者の方々に季節感を感じ、楽しく過ごしていただけるように荘内の環境整備に努めました。
- 3 利用者により良いサービス提供ができるよう、職員の接遇マナーの向上を図りました。

（４）事務課

- 1 北側 5 階雨漏り外壁補修工事、浴室用ガス給湯器設置工事など、利用者の安全性・快適性の向上に努め、節約・見直し・改善による経費削減を心掛け、適正な予算管理を行い、一定の成果を得ました。
- 2 利用料の滞納を未然に防ぐため、生活相談課と連携を図り状況把握に努めました。

（５）生活相談課

- 1 利用者の心身状態の変化を各部署と協議しながら、要支援・要介護認定の申請や介護サービスの調整などを適宜行い、利用者が施設生活を維持できるように努めました。
- 2 広告掲載やホームページを活用することで、地域や関係機関に施設を周知していただき問い合わせにつながりました。外報活動では新型コロナウイルス感染対策を図った上で行いました。令和 4 度の見学者は 53 名来荘されました。見学者一覧表にまとめ入所へとつなげました。（令和 4 年度入所者 16 名）
- 3 新型コロナウイルス感染対策の為、面会や施設見学の入館制限を行い、見学者への対応として映像を用いた施設説明を行いました。
- 4 他施設の軽費・ケアハウスと情報交換を行い、より良い施設づくりに努めました。

3. 職員教育

- 1 オンラインを含めた研修への参加により、職員の自己啓発・スキルアップを図りました。

4. 防災関係

- 1 荘内にポスター等掲示しながら利用者へ防災について発信しました。
- 2 小倉北消防署へ連絡し、総合避難訓練、夜間想定避難訓練を利用者の参加は行わず、職員のみによる図上訓練を行いました。
- 3 避難食入れ替えの為、2回の防災食として利用者に提供しました。
- 4 災害時を想定した災害対策避難訓練を実施しました。

5. 地域との連携

- 1 市民一斉まち美化の日に施設として参加し、地域貢献に努めました。
- 2 その他のボランティアは新型コロナウイルス感染予防のため、受け入れをしていません。

6. 入所者入退所状況

○令和5年3月末現在の入所者数 男性 38名 女性 60名 計 98名

令和4年度	男	女	計	令和4年度	男	女	計
入所者数	5	11	16	退所者数	6	9	15

【入所者数内訳】

○自宅・家族宅…14名 病院関係…0名 その他の施設…2名

【退所者数内訳】

○家庭・社会復帰…3名 長期入院…4名 他施設入所…6名 死亡…2名

サービスの向上を図るため、下記のとおり会議の実施に努めました。

- 1 職員会議 月1回実施
- 2 処遇会議 月1回実施
- 3 給食サービス会議 月1回実施
- 4 安全対策委員会 年4回実施
- 5 感染症対策委員会 年4回実施
- 6 身体拘束廃止・虐待防止委員会 年4回実施
- 7 マナーアップ委員会 年4回実施
- 8 職員研修（身体拘束廃止・感染対策）年2回実施

令和4年度 特別養護老人ホームサンライズ北九州 事業報告書

I. 令和4年度の振り返り

「新型コロナウイルス感染から利用者を守る」という事に全力を尽くしてまいりましたが、施設内で2回のクラスター発生や体調不良等による退所者が激増した影響は大きく、年間の施設利用者数が目標数未達という結果に至ってしまいました。

II. 利用者

(1) 利用者の調整

○1日平均施設利用者目標数 97名 ⇒ 実績 86.43名 (達成率≒89%)

令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
	97.13	96.06	100.6	94.3	92.26	89.57	86.9	91.4	97.1	95	95.3	93.65	94.08
令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
	94.4	83.52	78.3	86.7	90.39	87.5	82.68	85.7	85.39	86.87	88.6	87.26	86.43

○入所サービス1日平均施設利用者目標数 95名 ⇒ 実績 84.91名(達成率≒89.4%)

令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
	93.97	94.32	98.07	92.55	90.87	89	86.7	90.4	96.1	94.26	95.25	93.16	92.85
令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
	91.7	81.87	76.8	85.09	89.61	86.5	81.45	83.83	84.48	85.61	86.67	85.48	84.91

○短期入所1日平均施設利用者目標数 2名 ⇒ 実績 1.52名 (達成率≒76%)

令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
	3.16	1.74	2.5	1.77	1.42	0.67	0.2	1	1	0.74	0	0.49	1.23
令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
	2.7	1.64	1.53	1.64	0.77	1	1.22	1.86	0.9	1.25	1.96	1.77	1.52

【1日平均利用者数減少の主な要因】

新型コロナウイルスによるクラスター発生に伴う退所や体調急変による退所が例年の倍近くになり、退所分を補う新規利用者の入所調整が難航しました。

※令和4年度退所者数 64名 (例年 30～38名)

【1日平均利用者数確保に向けた具体的な活動】

- ①56名の新規入所の調整を行いました。(例年 30～38名)
- ②長期入院による退所数を少なくする為、入院先医療機関へ毎週電話連絡を行い、退院の調整を積極的に行いました。
- ③医療機関の連携室や他法人の施設への外訪活動を行い、施設の概要及びショートステイ空床数等の情報を積極的に提供し、当法人以外からの入所申込み者の獲得に努めました。

(2) 栄養

- ①食事摂取の困難な方が増加傾向にある中、摂取中のリスクや体への負担を軽減する為に個別の摂取状況に合った食事形態の見直しを行い、「ハーフ食Ⅰ・Ⅱ」を新たに導入しました。
- ②新型コロナウイルスの影響で施設内での行事の開催を見送っていましたが、12月以降からグループ毎に分けて行事を開催しました。食事を通して、利用者の日常生活の活性化及び、食思向上に繋がるよう努めました。
- ③衛生管理に努め、安全・安心な食事提供と情報提供を行いました。

(3) 健康管理

- ①抗原検査の徹底、熱発者の隔離対応、職員への注意喚起等の感染対策に努めましたが、5月と7月の2回、施設内で新型コロナウイルスによるクラスターが発生してしまいました。入院された方が2回合わせて45名で、うち1名がお亡くなりになりました。
- ②利用者の体調変化等には十分注意し、現場への指示及び、各職種との連携を図っていましたが、病状悪化等による入院者が例年より増加しました。
- ③御家族様の不安や不信感を軽減できるように、常日頃から御家族様とコミュニケーションを図る為、状態変化があった際は速やかに状態報告の連絡を行うように努めました。
- ④協力病院との連携を密に行う事で、速やかな受診・治療(入院)に繋げる事が出来るように努めました。
- ⑤知識・技術向上の為、職員を対象とした研修や勉強会を施設内で行う事で、急変時に適切な対応が出来るように努めました。

(4) 機能訓練

- ①9月より算定を停止していた「個別機能訓練加算」の算定に向けて、利用者の状態把握・訓練の再開・訓練計画書の作成など、各職種との連携を密に図るよう努めました。
- ②訓練中に於いて安全面は基より、感染予防にも十分配慮するように努めました。

(5) 行事、余暇活動

- ①ご家族との面会を曜日や人数を制限しながら10月から再開しました。面会時の記念撮影や、面会が出来ないご家族には定期的に利用者の写真と手紙を送り、利用者の様子をお伝えするなどの工夫に努めました。
- ②トマトの収穫や芋ほり等、季節を感じていただき、施設内で利用者に楽しんでもいただける企画を実施しました。
- ③栄養士の協力のもと、目の前での調理見学や実際に調理に参加してのおやつ作り等、「美味しく楽しい時間」を過ごしていただくことができました。

(6) 排泄

- ①フロアが違ふ職員でも間違ふ事なく対応出来るよう、利用者ベッドに時間毎のパットのサイズや注意点等を表記し、処遇統一の徹底に努めました。
- ②褥瘡患部の画像をパソコンに取り込む事で、創部の経過について他部署との情報共有を密に行うことができました。また、処置内容やクッションの当て方等その都度話し合い処遇の統一を図る事に努めました。

(7) 生活環境の整備

- ①定時室温・湿度を記録に残すことで、その結果を基に随時調整を行い、換気をした中でも快適に過ごせる空間作りに努めました。
- ②季節の花や果実を見たり収穫したりすることで、自然と触れ合う機会を提供し、コロナ禍の閉鎖的な環境でも季節を感じていただくことができました。

(8) 安全対策

- ①事故発生時、安全対策委員会を中心に話し合いを行い、原因の究明及び対応策を検討して周知徹底させる事に努めました。
- ②各フロアに PHS を 1 台ずつ増やしたことで、上司や班長、他部署間との連絡がスムーズになり、素早く報告・連絡・相談ができるようになりました。
- ③スライディングボードと移乗用のリフトを活用し、体格の大きい方でも負担なく移乗介助ができるよう、介護負担の軽減と事故防止に努めました。

Ⅲ. 職場環境作り・人材育成

- ①管理者による面談を行い、ストレスや現場の改善対策等の課題について意見交換を行う事でコミュニケーションを図り、働きやすい職場環境作りに努めました。
- ②現場職員を主体とした各委員会「プロジェクト“S”」を継続して行い、サービスの管理と質の向上及び職員の資質の向上に努めました。
 - ・事故対策委員会 ・口腔ケア委員会 ・感染、食中毒対策委員会
 - ・褥瘡委員会 ・ケアプラン、マニュアル委員会 ・レクリエーション委員会
 - ・身体拘束廃止、虐待防止委員会

Ⅳ. 防災

- ①夜間想定消防訓練を年 2 回（10 月・3 月）開催しました。また、地震想定訓練も 3 月に実施しました。
- ②11 月に専門業者による施設内消防用設備点検を実施しました。

Ⅴ. 財務

- ①建物老朽化については長期的な修繕計画に沿って修繕等を行いました。
設備については老朽化による突発修繕の増加や設備の入替の時期がきていることから、営繕関係の整備については今後の課題となります。

- ②新型コロナウイルスの影響や利用者の容体急変による退所が増加し、利用者が激減したことや、物価の高騰の影響を受け大変厳しい財務状況でした。
- ③今年度は介護員・看護師の退職者が増え、職員数の安定が難しい状況もありましたが、職員の紹介等により雇用の確保が出来ました。来年度からはマンパワーで手厚い利用者処遇に努めて行きます。

VI. 地域との連携

今年度も新型コロナウイルスの影響により行事の中止が相次ぐ中、地域の清掃活動に参加することで交流を図りました。また、高校生や専門学校の実習生を積極的に受け入れた結果、実習を体験した方の入職に繋げることが出来ました。今後も地域に根ざした施設を目指すべく、公益的な取り組みを実施し高齢者施設への理解と人材育成に寄与出来るよう連携を図っていきます。

VII. 施設整備

- ①設備修繕工事 …… ○スロープ及び階段手摺取替工事

補修内容を見直す事で経費削減を行いました。

- ②備品の購入 …… ○車椅子用体重計 ○センサーマット

③施設設備メンテナンス

・エレベーター点検	毎月	・館内ワックスがけ	年2回
・消防設備点検	年2回	・空調設備点検	年2回
・電気設備点検	年6回	・ボイラー点検	年2回
・汚水、貯水槽清掃	年1回		

令和4年度 障害者支援施設ちづる園 事業報告

1. 基本方針

新型コロナウイルスに対応した新しい生活様式を模索し、ご利用者が心豊かに充実した生活が送れるよう支援しました。コロナ禍にても前向きに挑戦し続ける姿勢で職員一丸となりサービスを提供しました。また、職員が安心して働くことのできる職場環境整備に取り組みました。

2. 利用者

(1) 食事

- ① 自粛生活が続く中で、利用者に食の楽しみを感じてもらう為、季節感のあるメニューづくりや行事食を心がけました。今年度から新たな取り組みとして、月に一度誕生日会を開催し、ショートケーキや飲み物、記念撮影などでお祝いしました。今後も継続する予定です。
- ② 食事摂取基準 2020 年版に対応するため、塩分摂取量の目標量を 7.0 g 以下に変更し、メニューの見直しや調味料を選別した結果、塩分摂取量を 6.7 g におさえる事ができました。今後も減塩対策を継続し（目標量を 6.5 g に変更）利用者の健康管理を行います。
- ③ 経口による継続的な食事の摂取のための支援では、食事の観察及び会議を毎月行いました。歯科医師の指導のもとに、摂食嚥下状態に応じた食事内容や、安全に経口摂取できるよう食事介助や口腔ケアの方法、食事の周囲環境等、多職種協働で支援しました。利用者の嚥下機能の低下も見込まれることから、嚥下体操の充実なども考えていきます。
- ④ 感染症対策として、免疫力を高める乳酸菌を積極的に摂取しました。利用者の高齢化に伴う低栄養フレイル予防には、血液検査のデーターをもとに、利用者一人一人の状態に合わせた栄養補助食品を取り入れ、改善を図りました。又、食事摂取状況に着目し、毎日の食事にプロテインを付加するなどの取り組みも行いました。
- ⑤ 業務継続計画をもとに感染症対策を実施、職員研修では、食中毒防止についての研修を行いました。厨房内では大量調理施設衛生管理マニュアルに従い、確実に実行しました。
- ⑥ 令和4年は社会的な物価高により、影響を受けた食材の高騰がありました。これに対応するための策として、仕入れ業者や、一部の食材（トロミ）を変更することで、年間の食料料費を維持することができました。

(2) 健康管理

- ① 利用者への毎日の健康状態の観察や、体調不良時は嘱託医への連絡を行い受診することで、異常の早期発見に努めました。入院者数は1人当たりの入院日数の増加にて、令和3年度 32 名（延べ日数 452 日）に対し、令和4年度 29 名（延べ日数 678 日）と増加しました。
- ② 喀痰吸引の講習実施にて、2 名の認定特定行為業務従事者の資格取得の支援が出来ました。また介護職員が急変時に対応できる医療的ケア（酸素吸入法、吸引法、AED 使用）の充実の為、勉強会や研修を全職員に行いました。
- ③ 利用者全員の健康診断を行うことで、日頃より受診をあまりしていない利用者の

健康状態の把握を行いました。注意点や観察点の情報共有を各課（科）と行い、病気の悪化予防に努めました。

- ④ 感染委員会を中心に情報共有をしながら感染対策（換気、消毒等）を行いました。8月から9月にかけて利用者や職員にコロナ感染症が発症しましたが、初動対応を連携して行い、重症者が出ることなく終息しました。
- ⑤ 新型コロナウイルスによる行事の自粛もありましたが、規模を縮小しながらも活動の幅を広げることで、精神的な安定が図れる取り組みに努めました。利用者の言葉に耳を傾けコミュニケーションを取ることで、健康面でも生活面でも楽しんでいけるよう支援しました。

（３）機能訓練

- ① 定期的に各利用者の身体機能・日常生活動作を評価し、個々に応じたリハビリテーションを実施し、身体機能維持を図りました。また提供した自主訓練に意欲的に取り組まれる利用者の姿も多く確認でき、活動性向上傾向がみられました。
- ② 各利用者の日常生活動作を確認したうえで、多職種と連携して本人の状態に応じた車椅子や装具等の福祉用具を提供し、日常生活動作機能維持を図りました。今年度は新規車椅子6台を申請にて作製し、介護負担軽減にも努めました。
- ③ 鴨生田・二島小学校4年生を対象とした福祉体験教室は、事前に感染対策方法や実施内容を綿密に打ち合わせを行い開催しました。今年度から新しく増えた青葉小学校ではボッチャ体験教室を開催し、障害者スポーツの認知を図りました。地域の高齢者を対象としたいきいきサロンにおける健康体操教室では、転倒予防の講義や体操を行い、地域貢献を図りました。
- ④ 感染対策に配慮しながら、ボッチャや少人数でカラオケ機器を使用した発声訓練、園周での歩行訓練を実施し、利用者のストレス軽減に努めました。

（４）生活介護

- ① ノーリフト委員会を中心にご利用者にあった福祉用具の選定を行い、安心してケアが受けられるように、2階浴室に支柱型リフトを設置しました。
- ② 利用者の疾病や障害特性を勘案し、ご利用者の現状に合わせた生活環境をご家族とともに検討し、ちづる園での生活が継続できるように取り組みました。
- ③ サービス管理責任者と共に利用者の望む生活を個別支援計画に取り入れ、ご家族にも説明、承諾を頂きながら、安心・安全、快適な生活が送れるように取り組みました。また、ご利用者の状況の変化に応じて速やかにプランの見直しも行い、必要に応じご家族と話し合いの場を設け、最善策を検討しました。
- ④ 安全対策委員会と連携を図り、ヒヤリハットから考えられる要因の検討や声掛けにて、事故件数の減少に取り組みました。
 - ・事故 7 件（前年度 8 件）
 - ・ヒヤリハット 30 件（前年度 41 件）
- ⑤ 感染対策を行いながら、対面式での面会を実施しました。また、ご利用者がご家族の結婚式にズームにて参列され、大変喜ばれました。
- ⑥ 各課（科）の利用者との関わりの中で気づきや変化を見逃さず、異常が見られた際は多職種間との連携を図り、病状の早期発見・早期受診に取り組みました。また、ヒヤリハットが繰り返されない様に、利用者の行動にも気を付けました。

(5) 日中活動

- ① クラブ活動委員を中心に、季節に合わせた飾りつけを行い、ご利用者が季節感を楽しんでいただけるような環境づくりに努めました。
- ② 感染防止対策を実施した上で、施設周辺の散歩や隣接のコスモスやイオンモールへの買い物支援を実施しました。
- ③ 各階で少人数のカラオケクラブや、ボランティア参加の陶芸クラブを実施しました。

(6) 虐待防止

虐待防止委員会や権利擁護研修等の定期的な開催によって、虐待防止への仕組み作りを徹底して行いました。

9月に相談支援課による「権利擁護について」と、1月に虐待防止委員会による「身体拘束」の施設内研修を実施しました。また、身体拘束の同意を頂いている方の状況報告と、検討・評価を定期的に行い、3名（内2名一部）の拘束を廃止することができました。

(7) 事業継続計画

新型コロナウイルス感染症や災害に備え継続してサービスが提供できるよう、情報収集やマニュアルの見直しを図りました。感染症対策として罹患者の対応については、ゾーン分けや防護服の扱い方の訓練を行いました。

3. 苦情解決

毎月の生活総会での利用者からの意見の聞き取りや、意見箱の設置によって、問題を真摯に受け止め、解決に向け取り組みました。苦情・相談の申し出に対して各担当者が連携して速やかに対応し、家族・相談支援事業所等に対して情報の共有や、職員への苦情解決に関する啓蒙に取り組みました。

4. 秘密保持

利用者及び家族の個人情報に記載された記録物や写真等の取扱いについて、会議等で職員への周知を図りました。入所時に、個人情報保護に関する説明と、使用に関する同意を取り交わし、ホームページや広報誌への写真掲載は同意書に基づき適切に行いました。また、利用者のサービス利用に係る手続きや他機関への連絡についても、法令遵守し適切に行いました。

5. 職員

(1) 教育

- ① 利用者の担当や、委員会活動、行事等で各職員が役割を持ち、活躍の場を設けました。また、職員のエンパワメントを意識した配置にすることで、活発な意見や提案が増え、全体での業務改善に取り組むことができました。
- ② 研修計画により各科からの施設内研修を実施しました。また、オンラインによるリモート研修を積極的に活用し幅広く参加できたことで、職員のモチベーションの向上に繋がりました。（施設内研修8回、施設外研修34回（リモート研修含む））5月・10月に救命救急法の研修を実施し、ダミーを使用しての心肺蘇生法やAEDの使用方法、救命救急手順等を再確認しました。また、2月には感染対策のガウンテクニックの手順の確認をしました。

(2) 人材育成・定着

- ① 新入職職員に対し、各課(科)の業務説明、業務体験を2日間のオリエンテーションとして行い、ちづる園の求める職員像とチームケアの重要性が理解できるように全体で取り組みを行ってきました。
- ② コーチャー制による指導では、コーチャー職員に対しての指導とメンタルケアを中心に行いました。コーチャー職員を2名体制にしたことで、新入職員へのサポートが充実しました。
- ③ 障害特性を把握するためにアセスメントや以前の情報を基に相談事業所やご家族、関係機関と連携に努めました。高次脳機能障害や精神疾患を抱えた利用者には細かな記録やカンファレンス開催し情報共有に努めました。
- ④ 働きやすい職場づくりを目指すため、委員会を中心にポスターなどの掲示物を使用し、認めあう、褒め合うことを意識した取り組みを行い啓発活動を行いました。
- ⑤ ICT導入について、関係企業と説明会・勉強会を行い今後の導入に向けての準備を行いました。
- ⑥ 有休を活用し、休暇後リフレッシュできるよう取得しやすい環境づくりに取り組みました。また男性職員が育児休暇取得もすることができました。
- ⑦ オンライン研修を中心に行いました。積極的な知識・技術向上を目的にした一部希望制で研修参加を行い自発的な学びができるよう取り組みを行いました。

〔令和4年度の施設内研修〕

月	研修担当課・科(委員会)	内 容
4	生活支援(サービス向上委員会)	マナーアップ
5	看護	血圧測定・酸素吸入・吸引・感染について
6	栄養(感染対策委員会)	感染症対策(Ⅰ)
7	訓練(ノーリフトケア委員会)	腰痛予防
8	看護(安全対策委員会)	救急救命
9	相談支援(虐待防止委員会)	権利擁護
10	看護(感染対策委員会)	感染症対策(Ⅱ)
11	防火管理者(安全対策委員会)	防災・防犯
2	生活支援(ケアプラン委員会)	個別支援と記録について

(3) 委員会活動

定期的な6つの委員会を開催し、課題の抽出と改善が出来るよう取り組み、ご利用者のサービスの向上に努めました。委員会ではリーダー、サブリーダーが主体となり、会議を進めることを心がけ、取り組みに対し、十分な議論や検討、評価を行うことで新たな課題に取り組んでいきました。委員会から全体に情報や対策を発信して広め、課題改善に取り組みました。

- ・サービス向上委員会
- ・虐待防止(身体拘束廃止)委員会
- ・感染対策委員会

- ・安全対策委員会
- ・ノーリフトケア委員会
- ・ケアプラン委員会

(4) 健康管理

- ① 職員の健康診断を年2回実施しました。異常の見られた職員の受診を指導しました。
- ② 新型コロナウイルスワクチン接種、インフルエンザ予防接種を実施し感染リスクの軽減に努めました。
- ③ メンタルヘルス対策として11月にストレスチェックを実施しました。
- ④ 介護業務の負担軽減のため2階脱衣所に支柱型リフトを導入し、職場環境の改善に努めました。

6. 防災

(1) 消防訓練

- ① 第1回 令和4年5月31日夜間想定避難訓練。
第2回 令和4年11月1日火災図上訓練（昼間想定）。
- ② 点検業者による消防設備点検を5月と11月に実施しました。また、防火管理者による消防設備自主点検を9月と3月に実施しました。

(2) 自然災害訓練

- ① 高潮浸水想定区域に想定されているため、令和4年11月4日に垂直避難訓練を実施しました。9月18日高潮警報により1階利用者は垂直避難実施し、1泊コスモホールで過ごしました。非常用の食事を提供し皆さん皆無事に現状復帰しました。
- ② 防災に関する施設内研修として、令和4年11月29日に室内消火栓の設置場所と使用方法の確認を行いました。
- ③ 災害時発生時の事業継続計画の見直し及び、災害時利用者情報の更新を行いました。

7. 健全な施設経営

(1) 利用者の利用状況

・入所サービス

（月平均利用者数）

令和4年度目標 78.0名 ⇒ 令和4年3月31日現在 77.9名

・短期入所サービス

（月平均延べ利用日数）

令和4年度目標 45日 ⇒ 令和4年3月31日現在 44.2日

（※1日平均利用者数） 1.5名 ⇒ 1.45名

(2) 利用者獲得に向けての施策の実践

- ① コロナ感染対策に留意しながら、入所待機者数確保に向けて見学に対応をしました。その結果41件の問い合わせと、13件の利用申し込みに繋がりました。
- ② 短期入所についてはキャンセル発生時は利用促進案内を実施し、稼働率の向上に努めました。8月と9月に施設内にてコロナウィルス発生し受け入れ制限を行った為、1日平均利用者数は1.45日となりました。
- ③ 入院者への退院時期の調整を図るため、病院へ定期的な治療状況の確認を行いました。

医療依存の増加にて、施設での対応が困難となった利用者に対して、その方に適した生活環境の提案を行いました。

- ④ 相談支援事業所や医療機関との関係性強化の為、市中感染状況に応じて訪問と電話連絡を併用し、連携を図りました。

8. 財務

新型コロナウイルス関係では、福岡県から施設内で感染者が発生した人件費や消毒・消耗品等の経費の支援としてサービス継続支援事業補助金を、コロナ禍における物価高騰の影響による経費の負担減として物価高騰対策支援金の給付を受けました。また、労働局から子の世話で休んだ職員への有給の支援として小学校等休業対応助成金を受けました。他に、全国身体障害者施設協議会から職員や利用者が感染した施設に対しての見舞金を受けました。

当初計画していた2階脱衣所リフトの設置、複合機2台購入、介護ソフト更新、サーバー買替、コスモホールLED照明取替、非常用発電設備基盤取替を実施しました。他に計画していたエレベーター経年劣化部品交換は国際情勢悪化に伴う部品調達困難のため、加湿器モジュール交換は空調機の故障が多発しそちらを優先させたため実施できませんでした。

施設設備保守のため、空調設備、電気設備、消防設備、昇降機などの定期点検を行いました。

9. 地域・関係機関との連携

- ① 医療機関や相談支援事業所からの相談を受けた際、迅速かつ丁寧に対応を行い、信頼関係構築に努め、利用者獲得へと向け調整を図りました。
- ② 入所者の状況を相談支援事業所と共有し、入所者が安心して施設生活を継続できるよう、連携した支援体制を構築しました。
- ③ 他機関からの様々な問い合わせに関して、医療機関や相談支援事業所、他施設との連携を図り、真摯な対応を行い信頼を獲得し関係性の向上に努めました。
- ④ 10月に青葉小学校(92名)にて「ボッチャ体験教室」、11・12月に二島小学校(48名)、鴨生田小学校(50名)4年生を対象とした「福祉体験教室」を開催しました。今年度は感染対策を講じたうえで、ちづる園職員が小学校へ赴き、教室を開催することが出来ました。鴨生田小学校4年生より、今回の福祉体験教室に対する感謝の手紙をいただきました。また、定期的な自治会への参加によって、地域との繋がりを構築し、連携を深めました。

令和4年度 軽費老人ホーム(ケアハウス)ゆうあい事業報告書(案)

1. 基本方針

令和4年度は新型コロナウイルスのクラスター発生となりましたが、職員で団結して感染症拡大防止に尽力してまいりました。入居者の方に生きがいを持っていただけるよう施設行事等は密にならないよう実施しました。一日でも長く、ゆうあいで安心、安全に生活を送っていただけるよう職員間で協議しながらその方に合わせた生活スタイルを目指して取り組みました。

2. 入退去状況

今年度は、入居者の減少が大きくみられ各課で協力しながら入居者確保を目指して一丸となって広報活動に取り組みました。外訪活動の訪問先のエリアを拡大し実施いたしました。又、中間市を中心にポスティングを行いました。

広報活動については、折込チラシを配布、新聞や情報誌へ空き状況に合わせた広告内容で掲載いたしました。店頭へポスター掲示、サロン活動を行ってゆうあいのPRに努めました。又、職員にチラシを持ち帰ってもらい、近隣や知り合い等への配布に協力していただきました。

入退去の差は余りありませんが、入居者が上回っていないため今年度は最終163名となりました。今後は入居一時金の見直しを進め、さらに各課で力を合わせて入居者確保に向け行動し目標平均人数170名の達成を目指します。

体験入居者状況

月 別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
体験入居数	2	0	2	2	0	3	1	4	1	1	0	2	18
前年	7	0	2	1	2	3	3	3	0	2	0	4	27

入居希望見学者状況

月 別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
見学件数	9	10	7	7	3	7	10	12	7	4	5	12	93
前年	3	6	6	9	9	11	7	5	8	5	0	8	77

今年度新規入居者数 22名

令和3年度	令和2年度	令和元年度
21名	22名	27名

今年度退去者数 25名

令和3年度	令和2年度	令和元年度
28名	32名	26名

【入居者募集広告】

- ・朝日新聞(北九州市全域)
- ・西日本新聞(北九州市全域・筑豊地区)
- ・読売新聞(北九州市全域)
- ・毎日メディアサービス(北九州市全域)
- ・リビング北九州(北九州市全域)

3. 入居者

(1) 食事

- ①嗜好調査のアンケート項目を増やした事で入居者の方より多くの意見を反映させた献立作成に努めました。
- ②ゆうあい職員、委託職員と協力して、食事故無く提供を行えました。
- ③新型コロナウイルス対策として感染症用備品、備蓄食品の確認を行い有事に備えました。又食中毒対策としてポスター掲示、職員、入居者の方への声掛けに努めました。

- ・ワゴンの整理 (ワゴン使用者95名)
- ・席への誘導 (2交代制の徹底を行いゆっくりと食事していただける時間を確保)
- ・薬の投薬、確認 (要内服薬管理者38名)
- ・配膳介助 (要配膳者 28名)
- ・見守りの徹底、転倒防止(重篤な事故なし)
- ・安否の確認
- ・長期間の居室配膳は介護保険サービスを上手く利用し食堂内の職員人員確保
- ・食堂業務統一表を作成しパート職員も含め統一支援ができる体制づくり

(2) 健康管理

現在163名中、介護保険認定者108名(約66%)で服薬管理の必要な方が38名(約23%)
眠前薬管理の方が3名、点眼薬対応3名、心臓病貼り薬対応2名、気管支拡張剤貼り薬
対応1名となっています。

その他一時的な皮膚疾患の方の薬塗布、入浴の支援等その都度迅速に対応いたしました。

日々の状態把握に努め異常があれば受診の声かけを行い早期発見、早期治療に繋げました。

体調の自己管理が困難な方については1日2回訪室し室温チェック、加湿、換気、水分補給
対応を行い夏は熱中症予防、冬は風邪予防対策を行いました。(7名)

健康診断(年1回)により入居者の体調の変化や疾病の発見に努め、検査結果に異常が認められた入居者には再受診を勧め結果の確認をいたしました。

(感染症予防対策)

令和4年度も昨年度に引き続き通常の感染症予防対策に加え、新型コロナウイルス感染症蔓延予防対策について感染症予防委員会を中心に全職員一丸となり取り組みました。

8月～10月、12月～1月に新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生(延べ24名)しましたがBCPを基に感染症の拡大防止に努めました。

新型コロナウイルスワクチン接種については行政と連携し施設での巡回接種を円滑に実施いたしました。4回目ワクチン接種(163名中 156名接種 約96%)5回目ワクチン接種(126名接種 約77%)

インフルエンザに関しても予防接種の大切さについて個別に声掛けをし極力多くの方が接種できるよう支援いたしました。(163名中 145名接種 約89%)

インフルエンザに関しては罹患者はありませんでした。

以下感染症対応の詳細

- ・健康情報コーナーを利用しポスター等の掲示にて迅速な情報提供
特に新型コロナウイルス感染症について新たに掲示板を増設し情報提供を強化
- ・職員から入居者への感染症予防対策の徹底、職員の体調管理として就業前、出勤時、休憩時、退勤時の体温チェック、常時マスクを着用、手洗い消毒の強化
体調不良時は速やかに報告し出勤しない等施設に持ち込まない対策の徹底
12月より毎週2回抗原検査キットにて検査実施
- ・消毒液の見直しを行い効果的な館内消毒徹底
インフルエンザ、新型コロナウイルス対策として高濃度のアルコール消毒を使用
ノロウイルスにも有効な消毒液を導入
- ・通年各階の廊下の換気、手すりの消毒
- ・食堂、事務所入り口のドアノブ、エレベーターのボタンの消毒
- ・各居室階に感染症対応キットを設置、迅速な対応
- ・職員に対する感染症発生時対応研修
- ・食堂前と事務所入口にサーマルカメラを設置し入居者の体調管理
- ・食事前薬用液体石鹸での手指洗浄を非接触で行えるようオートディスペンサーに変更
- ・1階2階のエレベーター前にアルコール消毒のオートディスペンサーを設置
- ・食堂の各テーブルに感染防止用パネルを設置

(パネルは前半後半の入れ替え時、終了時に除菌シートで清拭)

- ・食堂の各テーブルの間隔を広げ密にならない環境づくり

- ・発熱者は改善するまで居室で対応を行い感染予防の徹底。必要に応じ発熱外来の受診

(3) 入 浴

入居者の状態に合わせ入浴時間を設定しました。

ヘルパー介助浴 (13:00～16:00)

一般入浴 (16:00～21:30)

レジオネラ菌対策として毎日の清掃を徹底し、清潔な環境づくりに努め年2回のレジオネラ菌検査を行いました。

浴室清掃の洗剤を見直し清潔な環境づくりを強化いたしました。

ヒートショック対策として脱衣室の室温、浴槽の湯温管理に留意し安心して入浴できる環境づくりに努めました。

自立支援施設の為、入浴の常時見守りはできないので、入浴中の事故対策として介護の必要な方にはヘルパー介助浴に変更していただきました。また時間を決めて巡回し異常が無いかの確認を行いました。(17:00・18:15・19:00・20:00・21:00・21:30)

(4) 生活相談

新規入居者に対して、入居前後の生活に対する不安や心配事を確認し、安定した生活確保の為にケアマネジャーの紹介や介護保険サービスの提案を実施いたしました。生活開始後も、その人らしく自立生活が継続できるように、見守りや声掛け、その方に応じた適切なサービス、社会資源の情報提供を行い、関係機関等と情報共有し、安心、安全に生き生きと暮らしていただけるよう支援いたしました。

(5) 法人内他施設との連携

ゆうあいでの自立生活の継続が難しくなった場合は、他施設の相談員へ繋げました。また、入居相談へ来られた際、ゆうあいへの入居が難しいと判断した場合は、他施設の相談員へ連絡し、紹介いたしました。

(6) 緊急時の対応

緊急時は、協力病院である新中間病院、関係医療機関へ連絡調整を行い迅速に対応いたしました。

4. 職 員

入居者への社会的援助を行う職員の質の向上を図り、入居者やご家族に安心していただける様に努めました。

教育

本年度は異動で他施設より職員を受け入れました。受け入れ時にはOJTを中心とした研修を行い安心して業務に専念できるように努めました。社会人としてのマナーを身につけてより良い人間関係を築けるように指導いたしました。

相談員を中心として毎日の挨拶唱和を行い、1人1人が施設代表としての意識を持ち対応が出来るように努めました。また、毎月の施設運営方針の中に礼節項目を設け、意識を高められるようにいたしました。

令和4年度も昨年につき新型コロナウイルス感染症が蔓延し、外部の研修には参加できない状況の中、動画を利用した施設内研修や外部リモート研修に積極的に参加。

参加後は研修報告会を行い職員の周知徹底を図ると共に、コロナ禍でも職員の資質向上に努めました。また日々新しく変化する社会情勢や福祉の情報に関しては福祉新聞や専門誌の記事を回覧する形で福祉職員に必要な情報を共有しました。

5. 防災・防犯対策

災害等の際に入居者の皆様へ安全な対応ができるよう、職員の防犯意識を高めました。

消防署等の指導助言を受けながら、施設内自衛消防組織による総合訓練の実施。

法定消防設備点検実施済（4月・10月）

夜間想定を含む総合避難訓練実施済（10月・3月）

担当者を決め、自主点検実施済（毎月1回）

各階のベランダ巡回及び1フロアずつの防災設備・避難経路説明会（毎月1回）

また、建物屋上に緊急救助スペース(R)を設置しており、有事の際に上空からの救助が行なえる事を職員間で周知いたしました。

6. 会計事務

消耗品等の在庫管理による過剰在庫の削減に努め、施設の老朽化に伴う修繕を計画的に実施しました。また、相談課と共に広報活動等を行い入居者数向上に協力いたしました。

7. 地域との連携

感染対策の基、ボランティア活動を再開し音楽を通して地域の方との交流を行いました。中間市地域包括支援センター主催の「にじいろカフェ」は中止。北九州地域医療連携交流会も開催されなかった。

令和4年度介護老人保健施設 千寿中間 事業報告書

I. 運営の基本方針

テーマー「地域に根ざし、地域に愛され、地域に貢献できる地域づくり」

認知症高齢者の尊厳を守り、自己選択・自己決定を重視した処遇ができるよう、接遇教育と合わせ安全で安心して生活できる環境づくりと透明性のある施設運営に力をいれました。

II. サービス提供状況

1. 施設入所サービス事業

入所及び短期入所の1日の平均入所者数

94.1名

事業計画の目標数	95名	⇒	0.9%減
----------	-----	---	-------

(1) 入所サービス事業

・入所1日の平均入所者数

93.6名

事業計画の目標数	93名	⇒	0.6%増
前年度実績比	90.7名	⇒	1.9%増

(2) 短期入所療養介護事業

・1日の平均利用者数

0.5名

事業計画の目標数	2名	⇒	1.5%減
前年度実績比	0.1名	⇒	0.4%増

(3) 通所リハビリテーション事業 令和2年4月20日より停止中

III. 利用者処遇

自立とQOLの向上を目指して、生活支援に視点をおいたケアプランの策定に努めるとともに利用者の権利擁護の視点での職員教育を強化し、認知症高齢者の尊厳を守る処遇を進めてきました。

1. 食 事

(1) 生活リハビリの一環で月に1度クッキングクラブを行いました。ご利用者に直接調理に参加して頂き、調理工程や出来立ての料理を食べることにより、とても喜んで頂くことができました。

(2) 栄養士がミールラウンドを行うことにより、ご利用者の状態にあった食事変更を迅速に行うことが出来ました。

- (3) 低栄養改善を目的とし、個人に合わせた効果的な栄養補助食品を使用することにより、健康維持及び褥瘡予防に努めました。
- (4) 給食委員会や処遇検討会議等、他職種で食事について話し合う機会をつくり給食運営の改善に努めました。
- (5) 衛生管理マニュアルに則り、清掃や設備・備品管理を行い、食中毒防止に努めました。

2. 健康管理

- (1) 利用者の血圧、体温測定、排便、排尿チェック及び飲水量、食事摂取量チェックや体重測定など毎日の健康状態を把握するとともに、医師による診察を実施し、健康管理に努めました。
- (2) 緊急な病気に対しては、協力病院である新中間病院その他医療機関、施設の特性である認知症などを考慮し専門医療機関に受診を依頼し、必要な医療の確保に努めました。
- (3) 訪問歯科による診療や口腔ケア、更に食事中の利用者の姿勢や嚥下状態の観察など職員の意識向上により、誤嚥性肺炎罹患者が9名でした。
- (4) 褥瘡対策として、入浴日以外の陰部洗浄を行うことで臀部の剥離の減少がはかれ、また体位交換時のポジショニングのクッション使用方法について写真を撮影し、統一した処遇ができるようにしました。
今後も褥瘡対策として全身状態の把握を怠らず、職員への褥瘡対策への意識づけを継続して、予防・早期発見・早期治療に努めていきます。

(5) 感染症について

- ①結核予防対策として令和4年11月～12月に利用者76名に、レントゲン検査を実施しました。
- ②インフルエンザ疾患予防対策として、令和4年11月から利用者93名と職員63名について予防接種を実施し、うがい、手指消毒や必要時のマスク着用を徹底し、感染予防に努めました。また、高熱発症者には判定キットを使用し早期発見に努めました。結果、令和4年度は、インフルエンザ罹患者はいませんでした。
- ③新型コロナウイルス感染症については、令和4年8月20日に(4回目)利用者71名、職員27名・令和4年12月3日に(5回目)利用者51名、職員30名の希望者のみのワクチン接種を実施しました。

令和5年1月20日新型コロナウイルスの感染者1名が判明し、その後利用者20名の感染者が判明しクラスターとなりました。宗像・遠賀保健福祉環境事務所の指示のもと、令和5年1月20日～2月19日まで感染のため施設内での療養となりました。

このことにより、終息後も感染症に対する定期的な初動訓練や、毎月2回の抗原検査の実施を行い感染予防に努めています。

3. 機能訓練

- (1) 利用者の状態について他職種と情報交換を行い、リハビリテーション実施計画を立案し、作業療法士を中心とした個別作業療法実施中については、徘徊などの周辺症状など

みられることなく、参加されていました。

- (2) 学習療法は、希望者と軽度の認知症の見当識障害のある利用者を対象に週に1度行い、その都度評価を実施し、本人の状態に合わせた内容を調整・実施し、認知症の進行予防を図りました。

4. 通所リハビリテーション

施設内の新型コロナウイルス感染防止のため、令和2年4月20日から停止しており年間実績がありません。今年度より定員数を5名/日にしました。今後は、医師と相談しながら状況をみて再開する予定です。

IV. 職 員

1. 教 育

- (1) 会議体では司会者が事前に議題を集めて、検討しやすくまとめることで、意見のしやすい会議となりました。更に業務改善や利用者処遇に自分の意見が反映されることで、よりやりがいを持つことができ、働きがいのある職場づくりとなりました。
- (2) 委員会（口腔ケア委員会・安全対策委員会・身体拘束廃止委員会・褥瘡対策委員会・ケアプラン委員会・行事委員会・労働衛生委員会）活動では、各職員が属する委員会の責務を果たし、縦と横の連絡を取りながら進めることができました。
- また、年間計画に沿った活動から、新たな課題を見出すことができ、内容も充実した委員会活動となることができました。
- (3) 中途採用職員へのコーチャー制による指導を継続しているが、コーチャーに任せきりにするのではなく、側面からのサポートに努めました。また職員が自己成長を感じることができるように外部研修（web研修など）も積極的に参加しました。
- (4) 介護科職員の小人数グループ制を取り入れ、ボトムアップによる業務改善への取り組みを進めました。

V. リスクマネジメント

- (1) 施設内で発生した事故・ヒヤリハット、又は発生には至っていないが危険と考えられることを、全職種参加型の個別処遇検討会議で発表し、その対策を職員間で周知できる体制としました。

ヒヤリハット件数	95 件
事故件数	13 件

職員研修の場を持つことで、実際に発生したヒヤリハット事象の事例検討会を実施し、原因の特定や今後の対応について討議し、有効的な再発防止策を見出す場面としました。

- (2) 身体拘束廃止“ゼロ”に向けて、身体拘束委員を中心に、利用者の人権の視点から取り組みを行いました。

- (3) 苦情に関しては、「苦情相談申出窓口」の設置の掲示、第三者委員の公表を行い、苦情解決のため情報の周知を図りました。また、ご家族からいただいたご意見を貴重なものとして受け止め、苦情解決、防止に努めました。

苦情件数・・・0件

VI. 防災・防犯

- (1) 火災等の緊急時に適切な対応ができるよう中間市消防署の指導助言を受けながら、令和4年6月23日（木）は防災・風水害訓練、令和4年11月24日（木）、令和5年3月30日（木）年2回、日中・夜間を想定した避難訓練を、防犯訓練については令和4年9月25日に実施しました。
- (2) 消防用設備の法定点検を令和4年11月24日（木）、令和5年3月30日（木）年2回実施し、中間市消防署に報告をしました。

VII. 健全な施設運営

入所、短期入所療養介護、通所リハビリテーション各事業については、目標数を達成できず、人件費を含めた経費削減に努め、適切な透明性のある施設管理を行いました。

VIII. 地域との連携

今年度も新型コロナウイルス感染症により、外訪活動やクラブ活動など外部との関りができませんでした。そんな中、地域のサロン活動に感染予防を行いながら2件のサロン活動を実施しました。

I. 運営の基本方針

介護保険法に基づく、介護老人保健施設の「理念」「基本方針」により、常に利用者主体の介護サービス提供に努めました。

今年度は新型コロナウイルス禍における感染症対策に重点を置き、利用者、家族のニーズに沿いながら、生きがいつくりや在宅支援に取り組みました。また、新型コロナウイルスの感染状況を鑑みながら、加算型介護保険施設の維持ができるよう取り組みました。

II. サービス提供状況

1. 施設入所サービス事業

入所及び短期入所の1日の平均入所者数

85.7名

事業計画の目標数 93名 ⇒ 7.84%減

前年度実績比 90.1名 ⇒ 4.88%減

①入所サービス事業

入所1日の平均入所者数

83.9名

事業計画の目標数 91名 ⇒ 7.80%減

前年度実績比 88.5名 ⇒ 5.19%減

②短期入所療養介護事業

1日の平均入所者数

2.3名

事業計画の目標数 2名 ⇒ 15.0%増

前年度実績比 1.6名 ⇒ 43.75%増

2. 通所リハビリテーション事業

1日の平均利用延べ人数

5.1名

事業計画の目標数 9名 ⇒ 43.31%減

前年度実績比 7.6名 ⇒ 32.89%減

III. 利用者処遇

利用者の自立支援に向けたサービス実施のため、多職種協働によりケアプランのPDCAサイクルによる管理と定期的なカンファレンスを行い、安全で安心した生活支援に取り組みました。また、科学的介護情報システム（LIFE）を活用し、関連加算の獲得に向けて、褥瘡予防に努めました。在宅復帰希望者に対しては多職種で連携し、必要なケアを詳細にケアプランに取り入れ、早期の在宅復帰に繋がるよう取り組みました。

1. 食 事

- (1) 令和5年2月17日～3月2日の期間に入所者・デイケア利用者を対象に、嗜好調査を実施しました。(入所者62人、通所9人) 調査結果は掲示板に掲載し公表しました。
- (2) 栄養アセスメントにより、体重変化や摂取状況、嚥下状態などから、利用者に適した食事提供と栄養改善に努めました。また、低栄養状態にある高リスク対象者に対して、生化学検査を4月(12名)・10月(12名)に実施し状態把握に努めました。
- (3) 月1回「軽喫茶」を開催し、ご利用者の目の前で季節の食材を取り入れた簡単な調理を行うことで、その過程を楽しんで頂きました。デイケアでは、「デイケアクッキング」を毎月2回実施しました。手作りおやつを利用者と共に楽しく作りました。
- (4) 食前に軽い運動、嚥下体操、発声練習を行うことで、誤嚥予防に努めました。
- (5) 経口維持の取り組みとして、定期的に食事状態の観察及び評価、会議等を実施し、歯科医から口腔ケアの方法・嚥下状態に合わせた食事などアドバイスを受け、延べ3人の経口維持の取り組みを行いました。3月末現在の対象者は0人です。また、胃瘻造設の利用者について、病院と連携し経口訓練を行うことで経口摂取を継続しました。

2. 健康管理

- (1) 感染症対策(新型コロナウイルス・インフルエンザ、ノロウイルス、結核、食中毒等)として、感染予防対策委員会を中心として、全職員に対して事例検討を含めた勉強会を開催し、感染に対する意識の向上を図りました。また、感染症マニュアルに基づいた感染予防及び蔓延防止に取り組みました。
 - ① 11月に利用者、職員全員を対象とし、インフルエンザ予防接種を実施しました。インフルエンザ予防接種は、利用者72名職員61名実施し、インフルエンザA型罹患者は利用者、職員ともに0名でした。
また、肺炎予防、重症化を緩和するため肺炎予防球菌ワクチンの接種を推進し、肺炎球菌ワクチンの接種について、利用者10名実施しました。
新型コロナワクチン予防接種を、利用者・職員を対象に実施しましたが、新型コロナウイルスに利用者11名 職員13名が罹患しました。利用者3名が医療機関に入院加療にて回復し、その他の方は重症化することなく施設内療養にて軽快しました。
 - ② 感染防止対策として、職員の出勤時と退社時に検温、手洗い、アルコール消毒、うがいを実施し、利用者への感染防止に努め、7月に2回、新型コロナウイルス発生時の初動対応をシュミレーションし、研修及び訓練を実施しました。職員のご家族に新型コロナウイルス罹患者が発生した場合、N95マスクを使用するなど、感染防止対策の徹底に努めました。
 - ③ 誤嚥性肺炎の予防のため、食事前に唾液の分泌を促す発生練習を取り入れた嚥下体操を行いました。食事摂取時には、こまめに水分補給を行い、また

嚥下状態に合わせた食事を提供し、毎食後は、口腔ケアを行い清潔を保ちました。

- ④ 室内の湿度・温度や換気等を徹底し、室内の乾燥予防に努めるとともに、殺菌機器を適所に配置し、効果的な感染予防を図りました
 - ⑤ 清潔・不潔の区別、物品の消毒等、衛生管理の徹底を図りました。
 - ⑥ 体調不良時の早期治療により早期離床・病状回復に努めると共に、誤嚥性肺炎や尿路感染症予防に取り組みました。今年度、誤嚥性肺炎で入院された利用者は10名で、令和3年度より5名増加しました。尿路感染症で入院された利用者は6名で、令和3年度より1名減少しました。
 - ⑦ 体調不良時の早期治療により、早期離床・病状回復に努めました。
- (2) 利用者の健康状態の把握のため、定期的な血圧、体温測定、排排便のチェックを行い、看護・介護間の健康状態に関する情報共有の徹底に努め、健康の維持を図りました。
 - (3) 褥瘡予防対策委員会を中心に、最新の褥瘡処置の研修への参加や勉強会を実施し、褥瘡予防の認識の強化を図っていきました。褥瘡での入院は0名でした。
 - (4) 入所1年を経過した利用者について、定期的に胸写・血液検査を実施し、健康管理に努めました。再検査を3名実施し、検査結果は異常なしでした。
 - (6) 糖尿病の予防策として、対象利用者に糖尿病予防指導を行い、糖尿病に対する理解を深めました。
 - (7) 歯科医の協力を得て、5月に職員の口腔ケア勉強会を実施し、利用者の口腔機能の維持に取り組みを図りました。
 - (8) 毎食後、歯ブラシを医療用消毒で殺菌し、定期的に歯ブラシを交換し、衛生管理に努めました。

3. 入 浴

利用者の身体状況に応じた入浴方法を提供し、快適で安全に入浴できる環境づくりに努めました。また、菖蒲湯、入浴剤の変わり湯（敬老週間）、柚子風呂などを提供し、四季折々の入浴を楽しんでいただきました。

4. 排 泄

- (1) 日中の排泄ケアに取り組み適切なオムツ使用を徹底し、入所者の意向があれば、できるだけトイレで排泄が行えるよう検討し、排泄動作の自立を目指し取り組みました。昼夜オムツ対応の入所者に対しても、日中はトイレで排泄できるようトイレ誘導を行いました。年間で3人の入所者をオムツから紙パンツに移行することができました。
- (2) オムツ使用者に陰部洗浄を行うことで尿路感染の予防に努めました。

5. 余暇活動

- (1) 通信カラオケシステムを利用した、口腔ケアやリズム運動など音楽レクリエー

ションを実施しました。

- (2) 毎日、朝のラジオ体操を利用者、職員と一緒に行いました。1日の始まりが習慣化したことで、居室からホールへ出てこられる利用者も多くなり、日課や健康面に対する意識づけができました。
- (3) 新型コロナウイルスの感染状況により、リモートでの面会や対面式での面会を実施し、利用者やご家族の不安解消に努めました。

6. 機能訓練

利用者一人ひとりに評価を行い、自立した生活が送れるようにリハビリテーション計画を立案し、訓練を実施しました。リハビリの成果が生活の場に生かせるように多職種間と連携し、残存能力・ADLの維持・向上に取り組みました。

- (1) 自立した生活が送れるように、利用者一人ひとりの残存能力、日常生活動作能力を評価し、個別リハビリテーション計画を立案して、理学療法士・作業療法士による個別訓練・集団訓練を実施しました。新型コロナウイルス集団感染により、身体機能や日常生活動作が一時的に低下しましたが、通常生活に戻すことにより徐々に改善が見られました。
- (2) 新規利用者に対して、3ヶ月間週3回以上短期集中リハビリテーションを実施し、早期に身体機能、日常生活動作が向上できるように支援しました。
- (3) 在宅復帰率30%を目標とし、円滑に在宅復帰に移行できるよう入所前後、退所前後に家屋調査・訪問指導を実施しました。入所早期から退所先を想定した訓練を実施しました。また、多職種間で情報を共有し、課題を明確にして療養棟での生活リハビリを行いました。新型コロナウイルス感染により在宅復帰・在宅療養支援指標を停止していた期間以外は、概ね在宅復帰率30%を達成できました。
- (4) 在宅復帰の練習となる外出・外泊前には、不安や心配を軽減するために、介護者に介護方法や注意点のアドバイスを行いました。
- (5) 通所リハビリテーション、短期入所利用者に対して、短期集中リハビリテーション・個別リハビリテーションを実施し、日常生活動作の維持・向上を図りました。通所リハビリテーションでは、ご本人、ご家族、医師や居宅介護支援事業所のケアマネジャーを交えて、リハビリテーション会議を開催し、在宅生活が続けられるように支援しました。通所リハビリテーション利用者には訪問し在宅生活の支援を実施しました。
- (6) 前年度のアンケート調査（興味ある活動内容の調査）の結果をもとに、訓練時間以外の集団起立運動や学習療法、作業活動を日常生活の意欲向上や認知症予防になるよう、計画的に実施しました。ご利用者は、運動や作業活動の時間を楽しまれました。入所者の参加意欲を高めて行く為に、2月にアンケート調査を行いました。
- (7) 在宅復帰が決まった利用者については、担当のケアマネジャー、福祉用具事業者と退所後の環境設定について密に連携を図り、スムーズな在宅復帰に繋げました。

- (8) 施設外での活動として、北九州市社会福祉協議会通所型介護予防事業の支援員現任研修で講義を行いました。地域貢献活動の一環として、塔野地区と永犬丸地区で行われている介護予防事業で出前講師を務めました。

7. その他

デイケアでは利用者の生活意欲向上やサービス内容の充実を図りました。

- (1) 体験利用の広報活動を実施し、2名の体験利用があり、2名とも正式な利用につながりました。年度初めの登録者は21名でしたが、年度末は20名という結果でした。
- (2) サービス提供時間や利用時間のプログラムの見直しを行い、個々の在宅生活の実情に応じたリハビリテーションの提供に努め、在宅での余暇活動や趣味的活動につながるよう、個別活動をレクリエーションに取り組みました。
- (3) 生活動作向上に向けたサービス内容の検討を図り、在宅生活の継続に向けた支援を行いました。
- (4) 季節に合わせた食材を使用するなどして、毎月のデイケアクッキングを実施しました。
- (5) 例年機能訓練の一環としてのデイケアドライブと誕生日月の買い物は新型コロナウイルス感染予防にて実施できなかった為、施設周辺の散歩や花見を実施しました。
- (6) 7月に園芸を行い、秋咲きひまわり、金盞花、パンジー、ネモフィラを栽培しました。
- (7) 季節行事として、花見(4月)、夏祭り(8月)、クリスマス会(12月)、初釜(2月)を実施するなど利用者と職員で盛り上がり楽しい時間を過ごしました。

IV. 職 員

1. 教 育

- (1) 定期的な委員会活動により、利用者のサービスの向上と職員の質の向上に努めました。新たにICT化促進委員会を設置し、記録ソフトや見守りセンサーの導入に向けて検討し、業務効率化を図る取り組みを行いました。
 - ・安全・事故(身体拘束)対策委員会
 - ・感染対策委員会
 - ・排泄ケア・褥瘡予防対策委員会
 - ・口腔ケア委員会
 - ・ICT化促進委員会
- (2) 介護、看護会議では、2月に救命救急研修を実施したほか、職員の資質向上に努めました。
- (3) 新人、中途採用職員等の人材の定着・育成に向け、指導カリキュラムに沿って、担当職員を中心に指導及び精神面でのフォローを行いました。

- (4) 全職員の挨拶の励行と接遇の向上を促進し、利用者・ご家族に対して、安心感や信頼感、心地よさを与えられる接遇対応に取り組みました。
- (5) 職員のモチベーション向上の為に、オンラインでの外部研修を積極的行いました。また、委員会活動や行事の中で、それぞれの職員に役割分担を行い、業務意欲の向上に取り組みました。
- (6) 感染対策を徹底するとともにガウンテクニック等の感染対策について再確認のため勉強会を実施しました。
- (7) 在宅復帰推進会議にて、在宅復帰推進に関する情報共有を図りました。また、在宅復帰に関する知識を深めると共に、多職種と目標共有が図れる仕組み作りに取り組みました。

2. 職場環境

年間の安全衛生管理計画に沿って、定期的に衛生委員会を開催し、職場環境の改善に努めました。また、職員のスキルアップや業務効率化に向けて記録ソフトを導入し、職場環境改善に努めました。

V. リスクマネジメント

1. 防 犯

- (1) 入所者の安心、安全な生活を確保する為に、施設内に防犯カメラを設置し、施設内外の防犯対策に努めました。

2. 防 災

- (1) 八幡西消防署等の指導、助言を仰ぎながら、6月21日に昼間想定、11月22日に夜間想定避難訓練と消火器の取扱い訓練を実施しました。
- (2) 年2回の消防用設備点検(7月18日・1月28日)や毎月のエレベーター点検などを行い、安全確保に努めました。

3. 介護事故に対する安全対策

処遇カンファレンスにて事故の原因や対策の検討を行い、自立歩行の方は月末に歩行状態の評価を実施しました。インカム等の介護機器や安全機器を導入し、事故件数の減少を目指しました。

また、安全・事故対策委員会を中心に8月と12月に危険予知やリスクマネジメントについて施設内研修を実施し、安全に対する意識の啓蒙と資質向上に努めました。

- ・ 事故 6件 (前年度 4件)
- ・ ヒヤリハット 78件 (前年度 58件)

4. 苦情対策

- (1) 入所サービス利用者のご家族、短期入所利用者のご家族よりそれぞれ1件、計2件の苦情の申し出ありました。ご利用者、ご家族からの意見等については真摯に受け止め、サービスの向上へと繋げるように努めました。

5. 身体拘束廃止（高齢者虐待）

安全・事故対策（身体拘束廃止）委員会を中心に身体拘束廃止の啓発を図りました。また、年間計画に基づいて6月と11月に施設内研修を実施し、身体拘束廃止や高齢者虐待に関する意識の向上に努めました。

VI. 健全な施設運営

今年度は、58名の方が新規に入所しました。内訳は医療機関から38名、社会福祉施設1名、家庭17名、その他2名（ケアハウス1名、介護老人保健施設1名）です。退所者は期間通して68名です。内訳は医療機関へ38名、社会福祉施設12名、家庭12名、その他6名（住宅型有料老人ホーム3名、グループホーム1名、介護老人保健施設1名）です。

新型コロナウイルスの感染により9月から12月は新規入所の受入れを中止せざるを得なかったため、入所、通所の目標数を達成できませんでした。

居宅介護支援事業所・行政機関（介護保険課・包括支援センター等）・病院・民間施設等への定期的なFAX送信や電話連絡による、空床状況等の情報提供を行い、連携を深めていきました。また、スムーズな在宅復帰が図れるよう、1件の有料老人ホームとの連携は継続しています。

VII. 地域との連携

- ・地域住民との連携については、新型コロナウイルスの感染状況を鑑みながら、適切な対応を行いました。

VIII. 施設整備

(1) 設備修繕工事

- ① 2階、3階居室クロス張替工事
- ② 床頭台取替 50台
- ③ Wi-Fi環境整備

(2) 備品購入

- ① 記録ソフト導入
- ② タブレット 6台
- ③ 低床ベッド 4台

《 決算報告書 》

別紙4

財 産 目 録

令和 5年 3月31日 現在

(単位: 円)

貸借対照表科目	場所・数量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
現金	現金手許有高	—	運転資金として、利用料収納として	—	—	1,393,461
普通預金(西銀)	西日本シティ銀行	—	運転資金として	—	—	649,378,817
普通預金(福銀)	福岡銀行	—	運転資金として	—	—	68,254,756
普通預金(通信)	通信用金庫	—	運転資金として	—	—	68,182,161
普通預金(郵貯)	ゆうちょ銀行	—	運転資金として	—	—	155,233,950
定期預金(西銀)	西日本シティ銀行	—	運転資金として	—	—	50,000,000
定期預金(通信)	通信用金庫	—	運転資金として	—	—	10,000,000
定期預金(その他)	北九州銀行	—	運転資金として	—	—	10,003,402
	小計					1,012,446,547
事業未収金		—	2. 3月分介護報酬、利用者利用料他	—	—	260,540,830
未収金		—	業者等未収金、労働保険還付金、法人内繰入他	—	—	56,313,675
未収補助金		—	緊急時介護人材確保等補助金、物価高騰支援金他	—	—	34,014,514
貯蔵品		—	封筒、パンフレット、消耗品他	—	—	1,666,619
医薬品		—	介護老人保健施設医薬品	—	—	1,819,644
給食用材料		—	備蓄飲料水、備蓄食	—	—	386,717
立替金		—	利用者立替金、利用者立替準備金	—	—	1,086,288
前払費用		—	保険料、保守料、賃借料、雑費、車輛費	—	—	8,211,517
流動資産合計						
						1,376,486,351
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地						
	(本部)中門市通谷1丁目36-222ほか	—	来訪者・職員駐車場等に使用	62,500,000	—	62,500,000
	(ワフイ'北九州)八幡西区唐野3丁目883番ほか	—	第1種社会福祉事業特別養護老人ホームワフイ'北九州に使用	245,600,000	—	245,600,000
	(ちづる園)若松区二島1丁目4番102~104、1番101~106	—	第1種社会福祉事業障害者支援施設ちづる園に使用	264,636,048	—	264,636,048
	(ゆうあい)中門市通谷1丁目11番	—	第1種社会福祉事業養護老人ホームゆうあいゆうあいに使用	70,047,095	—	70,047,095
	(千寿中国)中門市通谷1丁目19番ほか	—	第2種社会福祉事業介護老人保健施設千寿中国に使用	100,000,000	—	100,000,000
	(ワフイ'北九州)八幡西区唐野3丁目883番ほか	—	第2種社会福祉事業介護老人保健施設ワフイ'北九州使	191,029,710	—	191,029,710
	小計					933,812,853
建物						
	(望友荘)小倉北区小文字1丁目1938番地	1979年度	第1種社会福祉事業養護老人ホーム(望友荘)望友荘に使用	499,599,159	451,804,184	47,793,975
	(ワフイ'北九州)八幡西区唐野3丁目883番4、884番2	1988年度	第1種社会福祉事業特別養護老人ホームワフイ'北九州に使用	608,822,673	464,431,879	144,390,794
	(ちづる園)若松区二島1丁目1番地102~104	2011年度	第1種社会福祉事業障害者支援施設ちづる園に使用	751,585,614	348,649,988	402,935,626
	(ゆうあい)中門市通谷1丁目11番地	1997年度	第1種社会福祉事業養護老人ホーム(ゆうあい)ゆうあいに使用	2,057,130,524	1,319,511,147	737,619,377
	(千寿中国)中門市通谷1丁目11番地ほか	1995年度	第2種社会福祉事業介護老人保健施設千寿中国に使用	756,243,028	524,533,375	231,709,653
	(ワフイ'北九州)八幡西区唐野3丁目883番地ほか	1990年度	第2種社会福祉事業介護老人保健施設ワフイ'北九州使	651,659,416	465,956,852	185,702,564
	小計					1,750,152,189
基本財産合計						
						2,683,965,042
(2) その他の固定資産						
土地						
	(本部)中門市通谷1丁目19番ほか	—	水道供給施設用地に使用	5,000,000	—	5,000,000
	(ちづる園)門司区大字大植字通見山ホケケ屋1532番	—	ちづる園施設用地	25,200,000	—	25,200,000
	小計					30,200,000
建物						
構築物	(望友荘)駐車場内倉庫、(ワフイ'北九州)エレベーター契約	—	社会福祉事業で使用	7,796,100	2,508,099	5,287,501
機械及び装置	搬送機、底等	—	社会福祉事業で使用	105,949,430	55,099,060	50,850,370
車輛運搬具	(ちづる園)太陽熱利用設備、太陽光発電設備	—	第1種社会福祉事業障害者支援施設ちづる園に使用	34,382,250	21,780,795	12,601,455
器具及び備品	トヨタハイエース等20台	—	利用者送迎用、職員業務用	45,949,043	42,173,237	3,775,806
	器具、備品	—	社会福祉事業で使用	401,174,085	341,862,900	59,311,185
	給湯	—	施設内の設備として	3,522,940	3,522,918	22
	小計					59,311,207
有形リース資産						
権利	電話加入権、水道施設利用権	—	社会福祉事業で使用	14,611,080	14,611,080	—
ソフトウェア	利用者管理・給食・会計・給与ソフト	—	社会福祉事業で使用	7,294,583	5,040,820	2,253,763
無形リース資産	(ワフイ'北九州)利用者管理ソフト	—	社会福祉事業で使用	17,536,716	10,854,210	6,682,506
役員退職慰労引当資産	西日本シティ銀行	—	社会福祉事業で使用	3,920,400	2,352,240	1,568,160
退職給付引当資産	西日本シティ銀行	—	常勤役員に支給する退職手当の積立	—	—	27,200,000
長期預り金積立資産	西日本シティ銀行	—	退職共済制度途中加入職員の差額退職金の積立	—	—	25,631,940
人件費積立資産	西日本シティ銀行	—	ワフイ'ゆうあい入居者の入居一時金の積立	—	—	70,774,333
長期前払費用	施設設備賃借料、保険料他	—	養老老人ホーム(望友荘)で処遇改善の人件費に充当	—	—	3,190,000
	施設設備賃借料、保険料他	—	社会福祉事業で使用	—	—	6,819,275
その他の固定資産合計						
						306,146,316
固定資産合計						
						2,990,111,358
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	3月分業者未払、未払給料、法人内繰入他	—		—	—	137,680,034
1年以内返済予定設備資金借入金	福祉医療機構	—		—	—	13,980,000
1年以内返済予定リース債務	(ワフイ'北九州)利用者管理ソフト	—		—	—	784,080
1年以内支払予定長期未払金	(ワフイ'北九州)エレベーター契約	—		—	—	250,000
預り金	利用者預り金、顧問弁護士等所得税他	—		—	—	553,744
職員預り金	所得税、住民税他	—		—	—	20,267,014
前受収益	地代	—		—	—	133,500
買掛引当金	10月~3月分買掛	—		—	—	67,052,000
流動負債合計						
						240,700,372
2 固定負債						
設備資金借入金	福祉医療機構	—		—	—	102,520,000
リース債務	(ワフイ'北九州)利用者管理ソフト	—		—	—	784,080
役員退職慰労引当金	常勤役員	—		—	—	27,200,000
退職給付引当金	職員10名分	—		—	—	25,631,940
長期預り金	(ケアハウスゆうあい)入居一時金	—		—	—	71,402,802
固定負債合計						
						227,538,822
負債合計						
						468,239,194
差引純資産						
						3,998,358,515

法人単位貸借対照表

令和 5年 3月31日現在

第三号第一様式（第二十七条第四項関係）

（単位：円）

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	1,376,486,351	1,322,126,965	54,359,386	流動負債	240,700,372	260,170,993	-19,470,621
現金預金	1,012,446,547	971,751,732	40,694,815	事業未払金	137,680,031	145,874,452	-8,194,418
事業未収金	260,540,830	265,515,204	-4,974,374	1年以内返済予定設備資金借入金	13,980,000	13,980,000	
未収金	56,313,675	60,291,855	-3,978,180	1年以内返済予定リース債務	781,080	1,330,020	-548,940
未収補助金	34,014,514	11,854,982	22,159,532	1年以内支払予定長期未払金	250,000	1,500,000	-1,250,000
貯蔵品	1,666,619	1,443,883	222,736	預り金	553,744	434,919	118,825
医薬品	1,819,641	1,500,232	319,412	職員預り金	20,267,011	19,790,102	476,912
給食用材料	386,717	126,228	260,489	前受収益	133,500	130,500	3,000
立替金	1,086,288	993,077	93,211	賞与引当金	67,052,000	77,131,000	-10,079,000
前払費用	8,211,517	8,649,772	-438,255	固定負債	227,538,822	249,420,725	-21,881,903
固定資産	2,990,111,358	3,111,984,874	-121,873,516	設備資金借入金	102,520,000	116,500,000	-13,980,000
基本財産	2,683,965,042	2,791,513,111	-107,548,069	リース債務	781,080	1,568,160	-787,080
土地	933,812,853	933,812,853		役員退職慰労引当金	27,200,000	27,200,000	
建物	1,750,152,189	1,857,700,258	-107,548,069	退職給付引当金	25,631,940	33,223,169	-7,591,229
その他の固定資産	306,146,316	320,471,763	-14,325,447	長期未払金		250,000	-250,000
土地	30,200,000	30,200,000		長期預り金	71,402,802	70,679,396	723,406
建物	5,287,501	5,730,001	-442,500	負債の部合計	468,239,191	509,591,718	-41,352,524
構築物	50,850,370	51,051,568	-201,198	純 資 産 の 部			
機械及び装置	12,601,455	14,720,265	-2,118,810	基本金	1,138,653,710	1,138,653,710	
車両運搬具	3,775,806	5,352,375	-1,576,569	基本金	1,138,653,710	1,138,653,710	
器具及び備品	59,311,207	58,166,058	1,145,149	国庫補助金等特別積立金	842,045,398	887,741,849	-45,696,451
有形リース資産		545,940	-545,940	国庫補助金等特別積立金	842,045,398	887,741,849	-45,696,451
権利	2,253,763	2,253,763		その他の積立金	3,190,000	3,190,000	
ソフトウェア	6,682,506	1,820,113	4,862,393	人件費積立金	3,190,000	3,190,000	
無形リース資産	1,568,160	2,352,240	-784,080	次期繰越活動増減差額	1,911,469,407	1,891,934,562	19,534,845
役員退職慰労引当資産	27,200,000	27,200,000		次期繰越活動増減差額	1,911,469,407	1,891,934,562	19,534,845
退職給付引当資産	25,631,940	33,223,169	-7,591,229	（うち当期活動増減差額）	19,531,845	20,650,639	-1,118,794
長期預り金積立資産	70,774,333	69,831,660	942,673	純資産の部合計	3,898,358,515	3,924,520,121	-26,161,606
人件費積立資産	3,190,000	3,190,000		負債及び純資産の部合計	4,366,597,709	4,434,111,839	-67,514,130
長期前払費用	6,819,275	11,831,611	-5,012,336				
資産の部合計	4,366,597,709	4,434,111,839	-67,514,130				

法人単位事業活動計算書

(自) 令和 4年 4月 1日 (至) 令和 5年 3月31日

第二号第一様式 (第二十三条第四項関係)

(単位: 円)

勘定科目		当年度決算	前年度決算	増減	
サービス活動増減の部	収益	介護保険事業収益	1,279,999,170	1,296,314,061	-16,314,891
		老人福祉事業収益	397,756,839	387,665,706	10,091,133
		障害福祉サービス等事業収益	462,744,040	455,080,978	7,663,062
		その他の事業収益	2,220,235	2,180,376	39,859
		経常経費寄附金収益	1,680,000	0	1,680,000
		サービス活動収益計(1)	2,144,400,284	2,141,241,121	3,159,163
	費用	人件費	1,348,730,759	1,354,960,166	-6,229,407
		事業費	441,006,928	422,890,487	18,116,441
		事務費	251,333,911	251,714,486	-380,575
		利用者負担軽減額	4,074,434	4,942,697	-868,263
		減価償却費	141,683,547	152,596,729	-10,913,182
		国庫補助金等特別積立金取崩額	-52,113,451	-55,279,922	3,166,471
		徴収不能額	0	49,258	-49,258
		サービス活動費用計(2)	2,134,716,128	2,131,873,901	2,842,227
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		9,684,156	9,367,220	316,936
サービス活動外増減の部	収益	借入金利息補助金収益	1,240,722	1,380,522	-139,800
		受取利息配当金収益	1,500	1,500	0
		その他のサービス活動外収益	14,507,575	12,803,590	1,703,985
		サービス活動外収益計(4)	15,749,797	14,185,612	1,564,185
	費用	支払利息	1,861,083	2,070,783	-209,700
		その他のサービス活動外費用	309,954	360,360	-50,406
	サービス活動外費用計(5)	2,171,037	2,431,143	-260,106	
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		13,578,760	11,754,469	1,824,291	
経常増減差額(7)=(3)+(6)		23,262,916	21,121,689	2,141,227	
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	2,125,433	0	2,125,433
		固定資産受贈額	0	138,000	-138,000
		その他の特別収益	742,589	629,880	112,709
		特別収益計(8)	2,868,022	767,880	2,100,142
	費用	固定資産売却損・処分損	43,493	2,166,620	-2,123,127
		国庫補助金等特別積立金取崩額(除)	0	-1,066,090	1,066,090
		国庫補助金等特別積立金積立額	6,417,000	0	6,417,000
		その他の特別損失	135,600	138,400	-2,800
		特別費用計(9)	6,596,093	1,238,930	5,357,163
	特別増減差額(10)=(8)-(9)		-3,728,071	-471,050	-3,257,021
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		19,534,845	20,650,639	-1,115,794	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)		1,894,934,562	1,874,283,923	20,650,639
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		1,914,469,407	1,894,934,562	19,534,845
	基本金取崩額(14)		0	0	0
	その他の積立金取崩額(15)		0	0	0
	その他の積立金積立額(16)		0	0	0
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)		1,914,469,407	1,894,934,562	19,534,845

法人単位資金収支計算書

(自) 令和 4年 4月 1日 (至) 令和 5年 3月31日

第一号第一様式 (第十七条第四項関係)

(単位: 円)

勘定科目		予算	決算	差異	備考
事業活動による収入	介護保険事業収入	1,268,959,000	1,279,999,170	-11,040,170	カンファーズ*北九州 利用者見込増 4,125千円増 緊急時人材確保等補助金 1,104千円増 千寿中間 緊急時人材確保等補助金 5,184千円増 利用者見込増 1,960千円増 カンライズ*北九州 利用者見込減 1,333千円減
	老人福祉事業収入	409,104,000	411,816,445	-2,712,445	望玄荘 運営費補助金見込増 1,710千円増 ゆうあい 利用料収入見込減 925千円減 入居一時金見込増 1,880千円増 ほか
	障害福祉サービス等事業収入	462,973,000	462,744,040	228,960	ちづる園 利用者見込増 741千円増 出光美術館助成金(次年度繰延) 1,000千円減 ほか
	その他の事業収入	2,132,000	2,220,235	-88,235	
	借入金利息補助金収入	1,240,000	1,240,722	-722	
	経常経費寄附金収入	0	1,680,000	-1,680,000	ゆうあい 利用者家族が「インツ」ワゴン21台寄贈 1,680千円増
	受取利息配当金収入	11,000	1,500	9,500	
	その他の収入	13,156,000	14,507,575	-1,351,575	本部 企業主導型保育事業助成金 502千円増 カンライズ*北九州 特定求職者雇用開発助成金 119千円増 望玄荘, ちづる園, ゆうあい, 千寿中間, カンファーズ*北九州 小学校休業等対応助成金 679千円増 ほか
	事業活動収入計(1)	2,157,575,000	2,174,209,687	-16,634,687	
	人件費支出	1,367,980,000	1,365,658,399	2,321,601	職員退職・病休・育児短時間勤務等 1,731千円減 法定福利費見込減 590千円減
	事業費支出	457,140,000	454,923,029	2,216,971	望玄荘, ちづる園, 千寿中間 電気代 1,138千円減 カンライズ*北九州, ちづる園, ゆうあい 給食費 579千円減 ちづる園 消耗器具備品費 672千円減 ほか
	事務費支出	256,084,000	251,333,911	4,750,089	ちづる園, ゆうあい, カンファーズ*北九州 修繕費 3,635千円減 ゆうあい 業務委託費, 保守料, 広報費 563千円減 ほか
	利用者負担軽減額	4,087,000	4,074,434	12,566	
	支払利息支出	1,862,000	1,861,083	917	
	その他の支出	351,000	309,954	41,046	
	事業活動支出計(2)	2,087,504,000	2,078,160,810	9,343,190	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	70,071,000	96,048,877	-25,977,877	
施設整備等による収入	施設整備等補助金収入	2,125,000	2,125,433	-433	
	施設整備等収入計(4)	2,125,000	2,125,433	-433	
	設備資金借入金元金償還支出	13,980,000	13,980,000	0	
	固定資産取得支出	31,264,000	31,517,416	-253,416	千寿中間 バッコン1台 261千円増
	ファイナンス・リース債務の返済支出	1,332,000	1,330,020	1,980	
	その他の施設整備等による支出	1,500,000	1,500,000	0	
	施設整備等支出計(5)	48,076,000	48,327,436	-251,436	
その他の活動による収入	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-45,951,000	-46,202,003	251,003	
	積立資産取崩収入	25,792,000	25,786,936	5,064	
	その他の活動による収入	4,983,000	5,012,336	-29,336	
	その他の活動収入計(7)	30,775,000	30,799,272	-24,272	
	積立資産支出	24,449,000	19,135,380	5,313,620	長期預り金積立資産・退職引当資産見込減 5,313千円減
	その他の活動による支出	136,000	135,600	400	
	その他の活動支出計(8)	24,585,000	19,270,980	5,314,020	
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	6,190,000	11,528,292	-5,338,292	
	予備費支出(10)	0	—		
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(9)-(10)	30,310,000	61,375,166	-31,065,166	
前期末支払資金残高(12)		1,154,270,532	1,154,270,532	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)		1,184,580,532	1,215,645,698	-31,065,166	

《 監査報告書 》

監査報告書

令和 5 年 5 月 12 日

社会福祉法人西日本至福会

理事長 冷牟田 洋一 殿

監事 末松 由美

監事 猪原 清典

私たち監事は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの令和 4 年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその他の附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

1. 財務・経理について

- ・ この3年、新型コロナウイルス感染によるクラスターで大変な状況の中、各施設とも事業費及び事務費の節約が見られ、努力した結果を見ることが出来た。
- ・ 令和4年度は、サンライズ北九州1日当たりの利用者数前年度比7.7人減少により介護報酬30,000千円減少、サンフラワーズ北九州1日当たりの利用者数6.8人減少により介護報酬29,000千円減少、合計59,000千円減少している。

これを法人全体で物価高騰対策補助金22,000千円、コロナ関連補助金26,000千円を獲得するなどした結果、全体として黒字となっている。次年度以降は補助金に期待するわけにはいかないので、両施設には利用者数増加をお願いしたい。

また、ゆうあいも年間の平均利用者数165人と前年度とほぼ変わらないが、同施設の損益分岐点178人には程遠いため、同施設にも利用者数増加をお願いしたい。

施設によっては病院などの訪問や独自の広報活動をするなど工夫が見られるため、引き続き利用者の確保に努力してほしい。

- ・ 施設の老朽化による修繕費も毎年増加していく中、ちょっとした異変でも見逃すことなく水漏れ等が起きないように、常日頃の施設内の見回りをし、早期に手当てができるよう心掛けてほしい。

2. 事業・運営について

- ・ どの施設も、利用者目標数達成を一番の課題として常に努力している。新型コロナウイルスにめげず積極的に広報活動の範囲を広げ、工夫しながら取り組んでいる。新型コロナウイルスにマイナス要素が重なり厳しい状況の施設も、多くの新規利用者の調整を行い、きめ細やかな対応をしている。これらの取り組みは、各施設における新規利用者獲得に遠からず繋がると思う。
- ・ 令和4年度は各施設で新型コロナウイルスが発生したが、施設がこれまでの経験から学び得た力で重篤化を回避し、大変な状況を乗り越えたといえる。さらに、初動対応のシミュレーションや研修、訓練を実施していることは評価できる。
- ・ 各施設とも利用者の高齢化が一段と進み、スタッフの負担が大きくなっていると思う。限られた人数で、神経と労力を使う仕事をたくさんこなすのは、とても大変なことである。そのように忙しい職場であっても、スタッフ同士で協力し、新人職員のフォローをするなど、気持ちよく働けていると伺った。各施設の良い雰囲気や、全体の信頼関係もしっかりと感じた。このような環境は、利用者にとっても安心な、心地よい場所となるはずである。
- ・ どの施設も施設長をはじめスタッフは、利用者の方々の笑顔や喜ばれることが何よりの励みであるとのこと。この仕事は、高齢者の心と身体を守り、笑顔と安心を与える尊い仕事である。それに携わる職員一人ひとりが誇りと自信を持っていただきたい。そして、これからも優しく温かいケアをお願いしたい。

《 現況報告書 》

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分 40 福岡県	(2)市町村区分 100 北九州市	(3)所轄庁区分 40100	(4)法人番号 7290805004012	(5)法人区分 01 一般法人	(6)活動状況 01 運営中
(7)法人の名称 社会福祉法人 西日本至福会					
(8)主たる事務所の住所 福岡県 北九州市		八幡西区塔野三丁目16番1号			
(9)主たる事務所の電話番号 093-612-5210	(10)主たる事務所のFAX番号 093-612-5250	(11)従たる事務所の有無 1 有			
(12)従たる事務所の住所					
	福岡県 北九州市小倉北区	小文字1丁目12番1号			
	福岡県 北九州市八幡西区	塔野3丁目16番1号			
	福岡県 北九州市若松区	二島1丁目4番36号			
	福岡県 中間市	通谷1丁目36番2号			
	福岡県 中間市	通谷1丁目36番6号			
	福岡県 北九州市八幡西区	塔野3丁目16番2号			
(13)法人のホームページURL http://www.shifukukai.com/		(14)法人のメールアドレス info@shifukukai.com			
(15)法人の設立認可年月日 昭和53年11月17日	(16)法人の設立登記年月日 昭和53年12月2日				

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7	(2)評議員の現員	7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	0
-----------	---	-----------	---	--------------------------------	---

(3-1)評議員の氏名	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
(3-2)評議員の職業				
冷牟田 茂一 会社役員	R.3.6.25 ~ 選任後4年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時	2 無	2 無	1
高木 真 無職	R.3.6.25 ~ 選任後4年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時	2 無	2 無	1
安田 洋一 無職	R.3.6.25 ~ 選任後4年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時	2 無	2 無	1
石松 フサエ 無職	R.3.6.25 ~ 選任後4年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時	2 無	2 無	1
河本 直子 医療法人理事	R.3.6.25 ~ 選任後4年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時	2 無	2 無	1
古野 満 無職	R.3.6.25 ~ 選任後4年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時	2 無	2 無	1
松津 幸 社会福祉法人役員	R.5.4.21 ~ 選任後4年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時	2 無	1 有	0

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	21,912,440	2 特例無
----------	---	----------	---	--------------------------------	------------	-------

(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
	(3-8)理事の任期		(3-9)理事要件の区分別該当状況		(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態
冷牟田 洋一	1 理事長 R.3.6.28 ~ 選任後2年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時		1 常勤	令和3年6月25日	当法人役員	2 無
白尾 啓介	2 業務執行理事 R.3.6.28 ~ 選任後2年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時		1 常勤	令和3年6月25日	当法人役員	2 無
牟田 律子	3 その他理事 R.3.6.25 ~ 選任後2年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時		2 非常勤	令和3年6月25日	会社役員	2 無
石田 凱久	3 その他理事 R.3.6.25 ~ 選任後2年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時		2 非常勤	令和3年6月25日	無職	2 無
山本 信弘	3 その他理事 R.3.6.25 ~ 選任後2年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時		2 非常勤	令和3年6月25日	無職	2 無
渡邊 美由紀	3 その他理事 R.3.6.25 ~ 選任後2年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時		2 非常勤	令和3年6月25日	無職	2 無

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。
「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	180,000
----------	---	----------	---	-------------------------------	---------

(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
猪原 清典	税理士 R.3.6.25 ~ 選任後2年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時	2 無	令和3年6月25日
末松 由美	無職 R.3.6.25 ~ 選任後2年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時	2 無	令和3年6月25日
		3 社会福祉事業に識見を有する者(その他)	2

5. 前会計年度・当該会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当該会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当該会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)
------------------------------------	---------------------------	-----------------------------	-------------------------------------	----------------------------

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数					
①常勤専従者の実数	6	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	0
		常勤換算数	0.0	常勤換算数	0.0
(2)施設・事業所職員の人数					
①常勤専従者の実数	245	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	77
		常勤換算数	0.0	常勤換算数	40.3

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数	(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員 理事 監事 会計監査人	
		令和3年度決算承認、令和3年度事業報告 1/4 令和3年度臨時監事監査(会計)報告、令和3年度決算監査報告

施設長人事の報告、役員賠償責任保険更新の報告、社会福祉充実状況の報告

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
令和4年6月7日	6	2	理事長職務執行状況報告、令和3年度事業報告書承認、令和3年度決算承認 令和3年度臨時監事監査(会計)報告、令和3年度決算監査結果報告 令和4年度第1次資金収支補正予算書審議 評議員会の日時・議案等の決定、経営施設施設長の選任 施設長人事の報告、役員賠償責任保険更新の報告
令和5年2月27日	6	2	経営施設管理者の選任
令和5年3月24日	6	2	理事長職務執行状況報告、評議員選任・解任委員の選任 評議員候補者の推薦、令和5年度事業計画承認、令和4年度第2次資金収支補正予算報告 令和4年度第3次資金収支補正予算承認、令和5年度資金収支予算承認 令和5年度収益事業収支予算承認、評議員選任解任委員会の招集決定 苦情相談解決体制における第三者委員の選任、施設長人事の報告

(4)うち開催を省略した回数 0

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	猪原清典、末松由美
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	特になし
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	特になし

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分	
----------------------------	--

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点 区分コード 分類	①-2拠点 区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称				②事業所の名称				
		③事業所の所在地				④事業所の 土地の保有 状況	⑤事業所の 建物の保有 状況	⑥事業所単位での事業開 始年月日	⑦事業所単 位での定員	⑧年間(4月～3 月)利用者延べ総 数(人／年)	
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5 修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)			
001	本部	00000001	本部経理区分				本部				
		福岡県	北九州市八幡西区	塔野3-16-1		3 自己所有	3 自己所有	昭和53年12月1日	0	0	
002	望玄荘	イ大規模修繕							0		
		01030301	経費老人ホーム				望玄荘				
		福岡県	北九州市小倉北区	小文字1-12-1		1 行致からの賃借等	3 自己所有	昭和54年10月10日	100	35,764	
		ア建設費	昭和54年8月19日	202,111,000	123,474,000	85,000,000	410,585,000	5,171,990			
003	サンライズ北九州	イ大規模修繕									
		01030202	特別養護老人ホーム(介護福祉サービス)				サンライズ北九州				
		福岡県	北九州市八幡西区	塔野3-16-1		3 自己所有	3 自己所有	昭和63年5月6日	100	30,994	
		ア建設費	昭和63年3月31日	31,791,000	318,709,000	226,000,000	576,500,000	3,625,400			
003	サンライズ北九州	02120401	老人短期入所事業(短期入所生活介護)				サンライズ北九州				
		福岡県	北九州市八幡西区	塔野3-16-1		3 自己所有	3 自己所有	昭和63年5月6日	6	554	
		ア建設費							0		
		イ大規模修繕									
004	ちづる園	01040401	障害者支援施設(施設入所支援)				ちづる園				
		福岡県	北九州市若松区	二島1-4-36		3 自己所有	3 自己所有	平成23年5月15日	80	28,425	
		ア建設費	平成23年5月9日	40,211,144	491,325,000	274,000,000	805,536,144	4,063,860			
		イ大規模修繕									
004	ちづる園	01040402	障害者支援施設(生活介護)				ちづる園				
		福岡県	北九州市若松区	二島1-4-36		3 自己所有	3 自己所有	平成23年5月15日	80	21,088	
		ア建設費							0		
		イ大規模修繕									
004	ちづる園	02130107	障害福祉サービス事業(短期入所)				ちづる園				
		福岡県	北九州市若松区	二島1-4-36		3 自己所有	3 自己所有	平成23年5月15日	2	530	
		ア建設費							0		
		イ大規模修繕									
005	ゆうあい	01030301	経費老人ホーム				ゆうあい				
		福岡県	中間市	通谷1-36-2		3 自己所有	3 自己所有	平成9年10月4日	198	60,308	
		ア建設費	平成9年7月31日	148,331,920	1,275,227,000	636,900,000	2,060,458,920	10,657,530			
		イ大規模修繕									
006	千寿中間	02180101	生計困難者に対する無料低額高齢者健利用事業				千寿中間				
		福岡県	中間市	通谷1-36-6		3 自己所有	3 自己所有	平成7年12月8日	100	34,150	
		ア建設費	平成7年12月7日		96,000,000	743,965,000	839,965,000	4,745,950			
		イ大規模修繕									
006	千寿中間	06260109	(公益)居宅サービス事業(短期入所介護)				千寿中間				
		福岡県	中間市	通谷1-36-6		3 自己所有	3 自己所有	平成7年12月8日	0	190	
		ア建設費							0		
		イ大規模修繕									
006	千寿中間	06260107	(公益)居宅サービス事業(通所介護)				千寿中間				
		福岡県	中間市	通谷1-36-6		3 自己所有	3 自己所有	平成7年12月8日	5	0	
		ア建設費							0		
		イ大規模修繕									
007	サンフワーズ北九州	02180101	生計困難者に対する無料低額高齢者健利用事業				サンフワーズ北九州				
		福岡県	北九州市八幡西区	塔野3-16-2		3 自己所有	3 自己所有	平成2年5月14日	100	30,607	
		ア建設費	平成2年3月30日		36,000,000	535,805,000	571,805,000	4,260,550			
		イ大規模修繕									
		06260109	(公益)居宅サービス事業(短期入所介護)				サンフワーズ北九州				

007	ス北九州	ア建設費						0	
		イ大規模修繕							
		06260107	(公益) 居宅サービス事業 (通所利用)						
007	サンフワーズ北九州	福岡県	北九州市八幡西区	塔野3-16-2	サンフワーズ北九州	3 自己所有	3 自己所有	平成25年5月14日	15 1,441
		ア建設費						0	
		イ大規模修繕							

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点 区分コード 分類	①-2拠点 区分名称	①-3事業類型コード 分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称				
		③事業所の所在地	④事業所の 土地の保有 状況			⑤事業所の 建物の保有 状況	⑥事業所単位での事業開 始年月日	⑦事業所単 位での定員	⑧年間(4月～3 月)利用者延べ総 数(人/年)	
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)								
ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積				
イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5 修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)				

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点 区分コード 分類	①-2拠点 区分名称	①-3事業類型コード 分類	①-4実施事業名称				②事業所の名称				
		③事業所の所在地	④社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）				④事業所の 土地の保有 状況	⑤事業所の 建物の保有 状況	⑥事業所単位での事業開 始年月日	⑦事業所単 位での定員	⑧年間(4月～3 月) 利用者延べ総 数（人／年）
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額（円）	(ウ) 補助金額（円）	(エ) 借入金額（円）	(オ) 建設費合計額（円）	ウ 延べ床面積			
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額（円）			
008	ちづる園光 電事業	05340101	収益事業				ちづる園光電事業				
		福岡県	北九州市若松区	二島1-4-36		3 自己所有	3 自己所有	平成25年2月7日	0	0	
		ア建設費							0		
		イ大規模修繕									

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

11-2. 地域における公益的な取組(地域公益事業(再掲)含む)

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	
地域における公益的な取組⑦(地域住民に対する福祉教育)	健康・体操教室	福岡県中間市 小田ヶ浦公民館、中尾公民館
	作業療法士による講話と体操	
地域における公益的な取組⑨(その他)	地域清掃活動	北九州市八幡西区 金山川周辺
	職員による清掃活動	
地域における公益的な取組⑦(地域住民に対する福祉教育)	福祉体験教室	北九州市若松区 二島小学校、鴨生田小学校
	理学療法士による視覚障害者体験・車椅子解除体験・ボッチャ体験	
地域における公益的な取組⑤(既存事業の利用料の減額・免除)	介護老人保健施設利用者負担軽減制度	北九州市八幡西区 介護老人保健施設サンフワーズ北九州
	低所得者の介護保険サービスの利用者負担減免	
地域における公益的な取組⑤(既存事業の利用料の減額・免除)	介護老人保健施設利用者負担軽減制度	福岡県中間市 介護老人保健施設千寿中間
	低所得者の介護保険サービスの利用者負担減免	
地域における公益的な取組⑦(地域住民に対する福祉教育)	健康・体操教室	北九州市八幡西区 塔野市民センター
	理学療法士による筋力強化運動・認知症予防運動	
地域における公益的な取組⑦(地域住民に対する福祉教育)	健康・体操教室	北九州市八幡西区 塔野市民センター
	理学療法士によるフレイル、ロコモ予防体操	
地域における公益的な取組⑦(地域住民に対する福祉教育)	健康・体操教室	北九州市八幡西区 永犬丸市民センター
	理学療法士による姿勢をよくなる運動	

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

(社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額等の総額(円)	0
(2) 社会福祉充実計画における計画額(計画期間中の総額)	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)	0
②地域公益事業(円)	0
③公益事業(円)	0
④合計額(①+②+③)(円)	0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)	0
②地域公益事業(円)	0
③公益事業(円)	0
④合計額(①+②+③)(円)	0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	～

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

①任意事項の公表の有無

②事業報告	1 有
③財産目録	1 有
④事業計画書	2 無
⑤第三者評価結果	3 該当なし
⑥苦情処理結果	3 該当なし
⑦監事監査結果	1 有
⑧附属明細書	2 無

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費（円）	1,570,353,247
②施設・設備に係る公費（円）	3,366,155
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額（円）	1,528,789,411

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度
サンライズ北九州、千寿中間、サンフワーズ北九州	平成17年度

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	01 公認会計士
②実施者の氏名（法人の場合は法人名）	吉田 秀樹
③業務内容	ウ 財務会計に関する内部統制の向上に対する支援
④費用【年額】（円）	660,000

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項	令和4年3月10日（木）北九州市 特に文書をもって是正改善を指示する事項は認められませんでした
-----------------	--

②実施した改善内容

--

1 5. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（（独）福祉医療機構）に加入	1 有
② 中小企業退職金共済制度（（独）勤労者退職金共済機構）に加入	2 無
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	1 有
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●●）	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無

1 6. 社員として所属する社会福祉連携推進法人の名称

《 定 款 》

社会福祉法人西日本至福会定款

(昭和53年12月 2日登記)

改正 平成28年11月29日

平成30年 6月25日

令和 元年11月22日

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(ア) 軽費老人ホーム（A型）望玄荘の設置経営

(イ) 特別養護老人ホームサンライズ北九州の設置経営

(ウ) 障害者支援施設ちづる園の設置経営

(エ) 軽費老人ホーム（ケアハウス）ゆうあいの設置経営

(2) 第二種社会福祉事業

(ア) 無料又は低額介護老人保健施設利用事業（介護老人保健施設千寿中間）の設置経営

(イ) 老人短期入所事業（サンライズ北九州）

(ウ) 無料又は低額介護老人保健施設利用事業（介護老人保健施設サンフラワーズ北九州）の設置経営

(エ) 障害福祉サービス事業（ちづる園における短期入所）

(オ) 居宅介護等事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人西日本至福会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の高齢者、障害者、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を北九州市八幡西区塔野三丁目16番1号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員3名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、無報酬とする。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とする。

4 前項の常務理事をもって社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

- 第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、報酬等として支給することができる。

(職員)

- 第22条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

- 第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び収益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 北九州市小倉北区小文字一丁目1938番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付7階建
軽費老人ホーム（A型）望玄荘
入所棟 1棟（5,171.99㎡）
- (2) 北九州市八幡西区塔野三丁目883番地4、884番地2所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付2階建
特別養護老人ホームサンライズ北九州
入所棟 1棟（3,625.4㎡）
- (3) 福岡県中間市通谷一丁目11番地33、11番地34、19番地18、19番地20所在の鉄筋コンクリート造ルーフィング葺4階建
介護老人保健施設千寿中間
入所棟 1棟（4,745.95㎡）
- (4) 北九州市若松区二島一丁目4番地102所在の鉄骨造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき2階建
障害者支援施設ちづる園
入所棟 1棟（4,003.70㎡）
- (5) 北九州市若松区二島一丁目4番地102所在のコンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建 入所棟附属施設
倉庫 1棟（32.40㎡）
- (6) 北九州市若松区二島一丁目4番地102所在のコンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建 入所棟附属施設
教習室・ポンプ室 1棟（27.76㎡）

- (7) 北九州市八幡西区塔野三丁目 883 番地 7
 同 884 番地 3
 同 884 番地 4
 同 886 番地 9
 同 887 番地 21
 同 887 番地 23
 同 887 番地 25
 福岡県中間市通谷一丁目 36 番地 277 所在の鉄筋コンクリート造ルーフィング葺陸屋根
 地下 1 階付き 2 階建
 介護老人保健施設サンフラワーズ北九州 1 棟 (4, 260.55 m²)
- (8) 福岡県中間市通谷一丁目 11 番地 45、11 番地 17、11 番地 19、11 番地 23、11
 番地 24 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 1 階建
 軽費老人ホーム (ケアハウス) ゆうあい
 入所棟 1 棟 (24, 529.33 m²のうち 1 階部分 425.49 m²)
- (9) 福岡県中間市通谷一丁目 11 番地 45、11 番地 17、11 番地 19、11 番地 23、11
 番地 24 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 1 階建
 軽費老人ホーム (ケアハウス) ゆうあい
 入所棟 1 棟 (24, 529.33 m²のうち 2 階部分 1, 214.57 m²)
- (10) 福岡県中間市通谷一丁目 11 番地 45、11 番地 17、11 番地 19、11 番地 23、1
 1 番地 24 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 1 階建
 軽費老人ホーム (ケアハウス) ゆうあい
 入所棟 1 棟 (24, 529.33 m²のうち 4 階から 13 階部分 6, 372.90 m²)
- (11) 福岡県中間市通谷一丁目 11 番地 45、11 番地 17、11 番地 19、11 番地 23、1
 1 番地 24 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 1 階建
 軽費老人ホーム (ケアハウス) ゆうあい
 入所棟 1 棟 (24, 529.33 m²のうち 2 1 階部分 65.22 m²)
- (12) 福岡県中間市通谷一丁目 11 番地 45、11 番地 17、11 番地 19、11 番地 23、1
 1 番地 24 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 1 階建
 軽費老人ホーム (ケアハウス) ゆうあい
 入所棟 1 棟 (24, 529.33 m²のうち平成 25 年第 34 号
 持分面積を定める合意公正証書に基づく持分面積部分 2, 579.35 m²)
- (13) 北九州市八幡西区塔野三丁目 764 番 389 (35.28 m²)
 同 883 番 4 (4, 384.27 m²)
 同 884 番 2 (530.79 m²)
 同 886 番 8 (97.38 m²)
 福岡県中間市大字中間字通谷 36 番 220 (31.49 m²)
 福岡県中間市通谷一丁目 36 番 293 (29.12 m²)
 所在の特別養護老人ホームサンライズ北九州
 敷地 6 筆 (5, 108.33 m²)
- (14) 北九州市若松区二島一丁目 4 番 102 (4, 434.08 m²)
 同 4 番 103 (445.57 m²)
 同 4 番 104 (79.03 m²)
 所在の障害者支援施設ちづる園
 敷地 3 筆 (4, 958.68 m²)

- (15) 北九州市若松区二島一丁目1番101 (320.83 m²)
 同 1番102 (424.87 m²)
 同 1番103 (223.84 m²)
 同 1番104 (241.66 m²)
 同 1番105 (198.88 m²)
 同 1番106 (42.77 m²)

所在の障害者支援施設ちづる園

敷地 6筆 (1,452.85 m²)

- (16) 北九州市八幡西区塔野三丁目883番 7 (79.28 m²)
 同 884番 3 (167.05 m²)
 同 884番 4 (70.27 m²)
 同 886番 9 (64.11 m²)
 同 887番 21 (560.97 m²)
 同 887番 23 (937.33 m²)
 同 887番 25 (829.87 m²)

福岡県中間市通谷一丁目 36番277 (495.87 m²)

所在の介護老人保健施設サンフラワーズ北九州

敷地 8筆 (3,204.75 m²)

- (17) 福岡県中間市通谷一丁目11番32 (77.00 m²)
 同 11番33 (864.00 m²)
 同 11番34 (815.00 m²)
 同 11番36 (136.00 m²)
 同 19番18 (40.00 m²)
 同 19番20 (1,415.00 m²)

所在の介護老人保健施設千寿中間

敷地 6筆 (3,347.00 m²)

- (18) 北九州市八幡西区塔野三丁目764番387 (59.46 m²)
 同 764番388 (15.77 m²)
 同 764番622 (38.10 m²)
 同 883番 1 (235.00 m²)
 同 884番 1 (222.00 m²)
 同 886番 1 (610.00 m²)
 同 886番 5 (300.00 m²)
 同 886番 6 (135.00 m²)
 同 886番 7 (218.00 m²)
 同 887番 20 (462.00 m²)
 同 887番 22 (624.00 m²)
 同 887番 24 (292.00 m²)
 同 887番 32 (1,100.00 m²)
 福岡県中間市通谷一丁目 19番 1 (2,577.00 m²)
 同 19番 5 (1,078.00 m²)
 同 19番 7 (765.00 m²)
 同 19番 29 (1,356.00 m²)
 同 19番 30 (430.00 m²)

同 19番 35 (11.00 m²)

同 36番222 (20.90 m²)

所在の来訪者・職員駐車場等

敷地 20筆 (10, 549.23 m²)

(19) 福岡県中間市通谷一丁目11番45

所在の軽費老人ホーム(ケアハウス) ゆうあい

敷地 1筆 (2, 292 m²)

3 その他財産は、基本財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4 収益事業用財産は、第36条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、北九州市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、北九州市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認

を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 収益を目的とする事業

(種別)

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、売電事業を行う。

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第37条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第8章 解散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北九州市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北九州市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人西日本至福会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

(役員)

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	高田 百喜
理 事	冷牟田 千年
理 事	冷牟田 教示
理 事	前間 正則
理 事	大岡 豊
理 事	小川 岩雄
監 事	千々和 一彦
監 事	小野 重喜

(施行期日)

2 この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月25日）

この定款は、平成30年7月17日から施行する。

附 則（令和元年11月22日）

この定款は、令和元年12月2日から施行する。

《 役員の報酬等に関する規程 》

社会福祉法人西日本至福会役員の報酬等に関する規程

(平成29年6月23日規程第4号)

平成30年9月26日規程第14号

令和4年6月24日規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人西日本至福会（以下「当法人」という。）定款第21条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事長、常務理事及び常勤理事（以下「常勤役員」という。）については、報酬及び退職手当を支給する。
 - (2) 常勤役員以外の役員（以下「非常勤役員」という。）については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規則に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。
 - (3) 非常勤役員が職務のため出張をしたときは、旅費規則に基づき旅費を支給する。
- 2 常勤役員に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了し、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員及び非常勤役員（以下「常勤役員等」という。）に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 理事長及び常務理事の報酬については、別表2に定める額のうちから、評議員会の承認を得て決定する額
- (2) 監事の報酬については、別表3に定める額
- (3) 退職手当については、別表3により定める額
- (4) 通勤手当については、職員給与規則第12条の規定に準ずる額

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日（その日が休日のときはその日前において、その日に

最も近い休日でない日)とする。

(2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支給する。

2 非常勤役員に対する報酬等は、当該会議等に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第5条 新たに常勤役員等に就任したものには、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付 則 (平成29年6月23日規程第4号)

この規程は、平成29年7月1日から施行する。ただし、退職手当に関する規定については、平成28年12月2日から適用する。

付 則 (平成30年9月26日規程第14号)

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

付 則 (令和4年6月24日規程第2号)

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

手 当	業務の種類
10,000 円（日額）	(1) 評議員会 (2) 理事会 (3) 評議員選任・解任委員会 (4) 行政機関による監査立会い (5) その他理事長が必要と認めた業務

別表 2（第 3 条関係）

号 俸	報酬月額	号 俸	報酬月額
1 号俸	100,000 円	11 号俸	1,100,000 円
2 号俸	200,000 円	12 号俸	1,200,000 円
3 号俸	300,000 円	13 号俸	1,300,000 円
4 号俸	400,000 円	14 号俸	1,400,000 円
5 号俸	500,000 円	15 号俸	1,500,000 円
6 号俸	600,000 円	16 号俸	1,600,000 円
7 号俸	700,000 円	17 号俸	1,700,000 円
8 号俸	800,000 円	18 号俸	1,800,000 円
9 号俸	900,000 円	19 号俸	1,900,000 円
10 号俸	1,000,000 円	20 号俸	2,000,000 円

別表 3（第 3 条関係）

区 分	報 酬	備 考
監 事	20,000 円（日額）	定期又は臨時監査について、出席日数を乗じて得た額を支給する。

別表 4（第 3 条関係）

退職手当金計算式
報酬月額 × 4 × 在任年数 （1 年未満は 1 年に切り上げる）

《 役員等名簿 》

社会福祉法人西日本至福会 役員等名簿

【社会福祉法第45条の34 第2項】

令和5年6月27日 現在

理 事（定数 6名）

役職	氏名	選任年月日
理事長	冷牟田 洋一	令和5年6月26日
常務理事	白 尾 啓 介	令和5年6月26日
理事	牟 田 律 子	令和5年6月26日
理事	石 田 凱 久	令和5年6月26日
理事	渡 邊 美由紀	令和5年6月26日
理事	清 水 健 司	令和5年6月26日

備考： 理事長、常務理事の選定年月日は、令和5年6月27日です。

監 事（定数 2名）

監事	猪 原 清 典	令和5年6月26日
監事	末 松 由 美	令和5年6月26日

評 議 員（定数 7名）

評議員	冷牟田 茂一	令和3年6月25日
評議員	高 木 眞	令和3年6月25日
評議員	安 田 洋 一	令和3年6月25日
評議員	石松 フサエ	令和3年6月25日
評議員	河 本 直 子	令和3年6月25日
評議員	古 野 満	令和3年6月25日
評議員	船 津 革	令和5年4月22日

* 理事・監事の任期： 選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時まで

* 評議員の任期： 選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時まで